

# にっしん 幸せ まちづくり プラン



第2次 日進市 地域福祉計画  
第2次 日進市 地域福祉活動計画

日進市、日吉地区の人々と市役所職員による協議会



## 一はじめに

日頃から、本市の地域福祉に温かいご支援を賜り、誠にありがとうございます。平成17年に「日進市地域福祉計画」を策定してから、10年の計画期間が経ちました。この間、「ぶらっとパーク」や「ほっとカフェ」など、地域に親しまれる「つどいの場」が開設され、人々のふれあいが盛んになり、多くの方々のご支援に心から感謝申し上げる次第であります。

このたびの「第2次地域福祉計画」では、計画策定会議での議論や市民の皆様からお寄せいただいた貴重なご意見を基に、地域で助け合う協働組織の構築や生活困難者の支援など新たな課題解決に向けて、より柔軟に対応できるよう、市社会福祉協議会と一緒にとなって計画を策定しました。

日本標準「できることからはじめて！思いやり・助け合い・にっしん寄せまちづくり」を宣言し、市民の皆様が生涯にわたって、心身ともに健康新しい人生を送れるよう、地域福祉を充実してまいります。

本市は今年1月に独自の鹿座宣言「謹やかにっしん宣言」を行いました。今後も、地域のつどいの場をきっかけに、地域福祉の連携が広がり、助け合う社会をめざしていくよう、皆様の一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

平成27年3月

日進市長 犀野 幸三

市民の皆様をはじめ、関係各位におかれましては、平素から社会福祉のためにご尽力を綴り歴く恩賞申し上げます。

「日進市地域福祉活動計画」は、これまでに3次の改訂を行い、本会も計画に基づく地域福祉の推進に努めてまいりました。このたび、第4次計画では、これまでの成長や新たな地域福祉の課題について、市民を構成する会議をはじめ、多くの人々とともに話し合い、具体的な役割と重点事業にまとめるができました。また、地域福祉計画とのより一層的な活用推進を図るために、市と協働して策定をいたしました。

この計画の実現に向けて、市民の皆様と地域福祉に携わる皆様が団結との連携を強化し、地域全体が一体となって日常生活における不安や課題の解決を図ることができるよう、できることから「幸せまちづくり」をめざす事業を進めまいりたいと考えています。本会も「あなたの隣っこパートナー」の組織理念のもとに、よりのふれあう福祉のまちづくりをめざしてまいります。

結びに、大変貴重なご意見やご提言をいただきました皆様に、心から謝意を申し上げます。

平成27年3月

日進市社会福祉協議会長 田中 八雄

## にっぽん幸せまちづくりプラン 目次

### 第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と目的 ······	1
(1) 地域社会の変化と求められる新しい支え合いの立ちづくり	
(2) 地域福祉計画	
(3) 地域福祉活動計画	
2 計画の性格 ······	4
(1) 計画の振廻	
(2) 各計画の一層的充実度と役割	
(3) 地域社会における「互助」の重要な	
(4) 実施主体の分担と役割	
(5) 地域範囲の設定	
(6) 市の他計画との関連と位置づけ	
(7) 計画の期間	
3 計画の策定期制 ······	11
4 各種「にっぽん幸せまちづくりプラン」について ······	15

### 第2章 現状と課題

1 全国の地域福祉における現状と課題 ······	17
2 本市の地域福祉における現状 ······	19
(1) 渋入口及び世帯数のは移	
(2) 渋神経頭及び民生費のは移	
(3) 市内の社会資源	
3 第1次計画の成果と本市の課題 ······	25
(1) 遠井コミュニティ懇親賀言とわたしのまちの研修会の結果から	
(2) 前計画の取り組みから	
(3) ふれあい区構想と地域包括ケアシステム	

### 第3章 地域福祉計画

1 基本理念 ······	31
2 施策体系 ······	40
3 基本目標・基本施策 ······	41
目標1. 地域福祉活動を強化しよう [ ······ ]	41
(1) 地域の団りことの相談や情報提供の充実	
(2) 社会的不利の強化	

（3）西久・防災と福祉を一体にした地域活動の推進	
<b>目標2. 地域福祉活動を支援しよう</b>	43
（1）活動の人材育成の推進	
（2）助成団体活動の門出つくりの推進と支援	
（3）地域福祉団体・事業者による運動の支援	
<b>目標3. 地域福祉活動をつなぎ、大きな力に育てよう！</b>	54
（1）若い世代もつながり、地域で開くことを解決するための連携と連携づくり	
（2）市民交流活動の運営と運動への参画促進	
（3）講道口通りの運営を広げる福祉活動の推進	
<b>第4章 地域福祉活動計画</b>	
<b>1 基本的な考え方</b>	51
（1）「地域福祉計画」の基本概念・基本構造を具有した実行計画	
（2）具体的な活動を明確にし、重点や方針	
<b>2 活動計画における「5つの重点事業」</b>	51
<b>【重点事業1】市内すべての地域をつなぐ機関組織の設置と活動の強化</b>	51
（1）交通ルートの整備～地域の活性化を目指します～	
（2）わたしの運動はわたしらの運動～個別運動を取り戻します～	
（3）直面組織の設置～地域に適した機関組織を設置します～	
（4）みんなで活動～地域の機関組織の運営を支援します～	
（5）つながる医療～小学校区単位のネットワークを構築します～	
<b>【重点事業2】新たな要支援者層や囲りごとを抱える人への支援</b>	57
①（1）地図投票～行政窓口の投票とネットワークの強化～	
②（2）通所生活～当事者理解に向けた生活活動～	
（3）交流活動～当事者活動の支援～	
（4）個別支援～社会参加に向けた支援の提供～	
<b>【重点事業3】協働による地域の見守り支援体制の充実</b>	72
③（1）つながりづくり～人材育成を通じます～	
（2）障がい者～見守り活動を充実し、障がい者向けサービス～	
（3）見守り隊員～見守り活動を広げています～	
（4）つながる医療～運動治療を超えて連絡会議の実施します～	
（5）活動評議～市民活動の支援は他の連携を強化します～	
<b>【重点事業4】地域福祉活動の安定化に向けた情報収集と支援体制の再編</b>	79
④（1）人材データベース～地域の人材を紹介～	
（2）資産データベース～造成金等の情報を掲載～	

(2) 全家データベース～全家等での拠点づくりを支へ～	
◎ (4) 活動支援体制の充実～津波有効避難やボランティア輸送の育成～	
【重点事業5】「つどいの場」の開設実績	81
◎ (1) 出会いの場づくり～「つどいの場」の開設を支援します～	
(2) まなびの場づくり～地域にあります（再掲）	
(3) 協議の場づくり～地域に感じた活動経験を共有します～（再掲）	
(4) 協働の場づくり～地域の団体組織の運営を支援します～（再掲）	
(5) 繁榮の場づくり～運営が継続されるよう支援します～	

## 第5章 計画の推進

1 今後の推進体制	81
(1) 地域ネットワーク(主に小学校圏)の令和	
(2) 障害ネットワークの令和	
(3) 行政部門ネットワークの変遷	
2 計画の進捗管理	82
3 評価指標と目標値	83

## 附録

1 計画策定の軽稿	87
(1) 日進市わたりのまちのしあわせづくり委員会の既往日程	
(2) 日進市わたりのまちのサポートー会議の開催日程	
(3) フロジェクト会議(行政対会議)の開催日程	
2 計画策定期委員会特設置要綱	101
(1) 日進市わたりのまちのしあわせづくり委員会特設置要綱	
(2) 日進市わたりのまちのサポートー会議特設置要綱	
3 計画策定にご協力いただいた委員等	105
(1) 日進市わたりのまちのしあわせづくり委員会	
(2) 日進市わたりのまちのサポートー会議	
(3) フロジェクト会議(行政対会議)	
4 計画策定に係る市民からの意見聴取	107
(1) 日進市福祉コミュニティ懇話会調査	
(2) わたりのまちの座講会	
(3) パブリックコメント	
5 地域福祉に関する本市の各種データ	109
6 日進市地域社会資源一覧地図(小学校区)	114

# 第1章 計画の概要

## ① 計画策定の背景と目的

### (1) 地域社会の変化と求められる新しい支え合いのまちづくり

現在、地方から都市部への人口集中や駆逐形態の増加に、高齢化や少子高齢化など、生活環境の変化によって、地域のつながりが薄れ、お互いが助け合うといった地域の活性化(地元福祉)の機能が失われつつあります。

さらに、少子化高齢化が進み人間更少社会が深刻化する中で、子どもを産むにいたる事件や虐待、高齢者虐待のある人々から見た懸念な現象の発生、高齢やひとりこもり、家庭内暴力の縮小など、日常生活における福祉課題も複雑化されています。

また、高齢化社会における地域のニーズとして、老支援専門以外の高齢者、障害者、児童等がともにつどえる地域づくりが求められていることや、介護保険の経費が急速に増大していることなどから、介護保険法(平成12年4月施行)の一廃止改正によって介護タクシ・日勤生活費による各事例の見直しが行われ、これまで以上に介護保険料以外のサービスの活用や地域の見込み・支え合いの取り組みを含める必要が出てきています。

そうした状況の中で、助成金だけが交付して暮らしづけられるようにしていくためには、これまでのようないかだによる単一的なサービスを実現することが強く求められています。そのため、地域の相互扶助(地域連合)の実現を両輪にし、地域における見守り活動を中心としたアドバイスなど、地域において持続可能な技術を取り組んでいくことが求められています。

本市は、全国的に人口減少が進む中で、人口が増加していますが、新規住民と旧来からの里親が混在しており、市民の意識や高齢化率など、内情によって大きく厚生が異なる状況にあります。また、近い将来には、全国的な状況に同様に、家族に少子化高齢化が進むとともに予想されています。

そこで、本市においては、地域でだけが中心して暮らしづけられるよう、

「わたしたちのまち」において嬉しい物語が行われるまちづくりが求められ、特に区々の生花園において行われる様々な活動は、地域社会のつながりを深めていく上で、小さの役割が再認識され、重視されています。

そうした中、本市では、平成17年に第1次地域福祉計画を策定し、関連各中心に日々の取り組みが進められていました。社会状況の変化に伴じても確実な行動指針に対応していくため、行政の福利サービス以外の支援が実際に行われることなど、市民による新たな取り組みが生まれ、一定の成果があがっています。

この度、第2次地域福祉計画を策定していく上で、これまでの市民における福祉意識の向上や地域における取り組みなどを重視とし、市民活動をはじめ、行政、地域福祉の推進を目的とする団体である社会福祉協議会や社会資源である社会福祉士団体会による量層的な支援体制(一括支援)・アシステンスを構築していくことなど、日々の施策によって、地域福祉のさらなる発展を目指しています。

## (1) 地域福祉計画

平成12年1月に、新しい社会福祉の考え方に基づいた地域福祉の推進を定めるため、継続的な介護福祉事務組織規則年1回施行が実質的に見直され、「新規則法」として改訂されました。この改訂に伴い「地域福祉の基準」が位置づけられ、「山形県地域福祉計画」の規定が規定されました。

本計画は、社会福祉法の理念に基づき、平成17年に「山形県地域福祉計画(策定期間：平成17年度～平成26年度)」以下「第2次計画」ということを乗せし、日々の取り組みが進められています。

また、地域福祉計画については、平成17年の厚生労働省基準により、計画に盛り込むべき項目に「要介護者支援」が追加され、これにより日常生活から医療行為の統合を整理し、医療・福祉・介護等と行政的連携することでの要介護者が安心して地域で生活できるようになります。

さらに、平成27年度に施行される生活困窮者自立支援法に沿り、生活困窮

市の「霞立タugu」についても計画に盛り込むこととなりており、新たな福祉の実現への課題を示められていました。

### (1) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が市民に対して実施するまちびらきに沿うる具体的な活動を定める計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第10条において「地域福祉の充実を図ることを目的とする活動」として位置づけられています。

日進市社会福祉協議会(以下「社協」という。)は、昭和51年2月に初代会長を就任して以来、市民や各種福祉団体等の連携と協力によって運営されており、本市の在宅福祉や施設福祉の中核的な団体として活動を展開しています。

社協の計画としては、平成10年4月に「ふれあいネットワーカーフラントリ」を策定し、平成12年3月に「日進しあわせプラン(第1次日進市地域福祉活動計画)」を策定しています。平成20年春に第2次活動計画として見直しを行い、平成22年に新たな活動計画を策定しています。

これまでの活動計画は、地域福祉において社區の積極的な役割を果たす活動範囲として、計画に盛り込んだ各種事業が実施されています。

今後は介護保険法の主旨からも川口全土の地域福祉を福徳する中心的役割が各町協が担っていくことになるため、小綱が近隣町協の福祉課題を見じ、必ず卒業式を乗り切って自らは町協役員に向けた歓び詠みが運ばれるよう、町協においてより多くの総かな地域福祉活動の実現と士気が求められています。

## 2 計画の性格

### (1) 計画の構造

本計画は、社会福祉基盤1のアメに規定する「市町村地域福祉計画」と地域1の政策に規定する社会の「地域福祉活動計画」を一括して規定するものであります。

### (1) 各計画の一体的な策定と役割

これまでには、市と計画が別々に「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を策定していましたが、それらの役割があいまいな状況となり、地域福祉を推進する上で改善のひとつとなっていました。

今計画は地域福祉の推進を目的とし、密接に関連していることから、めざすべき方向を合わせ、行政と社会のそれぞれの役割を明確にした上で、一体的に取り組むことが必要と考え、今回から協議で計画を策定していく所存です。

本計画は、「地域福祉計画」を基本計画(方針部分)とし、「地域福祉活動計画」を実行計画(活動部分)として、それぞれの役割を担当るものとしています。また、行政の單一的支援(公助)では不足したり、充分に対応できないサービスを、地域の力(只助)で支援していくことをめざしています。さらに、地域における市民自らの取り組み(自助)を尊重し、地域福祉を推進するための指針となる計画をめざすとともに、関係する福祉分野の個別計画の基本理念や地域福祉推進の戦略の施行や取り組みを、総合的に包括していく計画となります。

### ● 地域福祉の構造性 ●

個人でできることは自ら行う、  
地域でできることは地域で行う、  
行政でできることは行政が行う

} 市民主体の自治の准則



**自助**：他の人に頼らず、自らの収入等において、自らの生活を支え、自らの健康を維持していくこと

**共助**：地域社会における相互扶助（隣近所や友人、知人とお互いに助け合う）やNPO、ボランティア、社会福祉法人などによる支え合いのこと

**公助**：福祉・保健・医療その他の関連する施設に基づく、公的な支援やサービス提供のこと

#### (1) 地域社会における「互助」の重要性

これまでには、自助、共助及び公助の組み合わせによって、地域社会を支えるとの認識が一般的でしたが、社会構造の変化や、核家族化の進展に伴い独居者が増加すると見込まれる中で、「共助」の中にも社会性質のような乱良化された相互扶助に対して、近隣の助け合いやボランティア等の相互扶助については、「互助」として、地域での世代間を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」の重要性が求められています。

本計画書においては、どちらも「互助」として記載していますが、「互助」という概念については、あくまで個人の自発的意思によって他を思う気持ちの発現として行われるものであり、さらに、地域コミュニティのつながり、その

再開頃に向けて充実した役割を担うものとして、参画精神が置かれることが多くなると考えています。

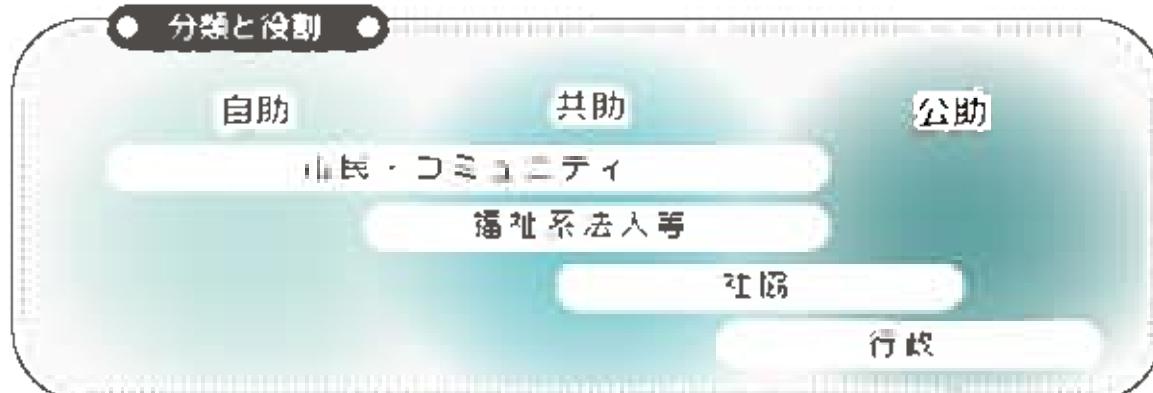
#### (4) 実施主体の分類と役割

本計画では、本市の自治の基本事項を定めた口述市自治条例第3条に定義されている「市民」と「コミュニティ」のうち、活動する主体の性格とその活動内容をわかりやすく表現するために、地域において福祉活動を行うことを目的とする団体などである「福祉系法人等」(1)、地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であることが法的に位置づけられている「財團」そして「行政」の分類で整理しています。

※福祉系法人等：福祉事業者、NPO法人、企業をいいます。

##### 日蓮市自治条例第3条（定義） 抜粋

- (1) 市民 市内に居住する者又は市内で学ぶ者、働く者、事業を営む者をしくは活動を行うものをいいます。
- (2) 協助 共通の目的を持つものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完し、及び協力することにより、課題解決を図ることをいいます。
- (3) コミュニティ 住民自治組織等地域の問題を自ら解決することを目的とする集団又はNPO等の活動内容若しくはテーマをつながりとする集団をいいます。
- (4) 市民自治活動 市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。

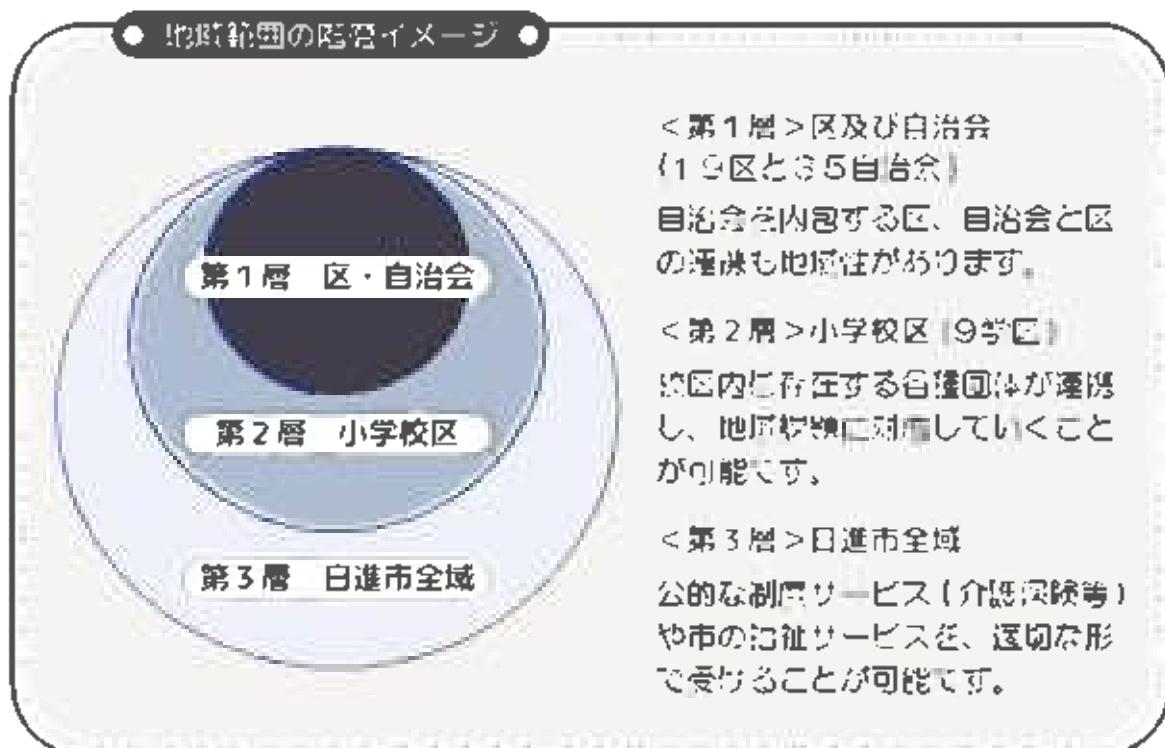


## (5) 地域範囲の設定

「地域」と一口で言っても、人によってイメージする概念や捉え方は様々です。自分の家から向こう3軒可駆くくらいと考える人もいれば、区・自治会や市の区域の範囲を考えている人もいますが、それらはすべて「地域」であることはなわりはありません。

「地域」とは、そこに住む人の居住環境や交友関係、移動手段の有無などによって様々であるため、「地域」の課題と言っても、その範囲によって課題解決に必要なことは異なります。

本計画では、「地域」の範囲のあり方を整理する中で、市民自治組織の活性化に向けた支援を重要な課題として考え、地域を次の3つの階層に分けて、書いています。



### <第1層>区及び自治会

生活の場と考えられる範囲として、身近な自治組織の「区・自治会」があります。ここでは、日常生活の団りごとが地域の住民間で共有がてきて、団って

---

いる人の顔が見え、白い佐久を育てる動画と変えます。

生活の場の中で密接なつながりをもつて活動する田舎の人や民牛を育てる農業者、ホーリンティア、ふれあいクラブ、アーモ食育など、地域に根づいた人たちを中心として、市民が困ったときには、できることから互いに支え合えるようつながりを結ぶことが大切です。

#### ＜第2章＞小字ト区

「小字ト区」には、小字村を地域の拠点として、本郷教育創造の場所や防災訓練連携会等との区内連携組織がいくつもある。そこにはP.T.A.などの若い世代が中心となって活動している団体も参加しています。第1章では解決できないから地元活性化に対して、若い世代の能力を育ながち、若いの区や自治会を実現しながら、既存組織と連携し、課題に前向きに取り組みながらしていくことが求められます。

また、本市の精神性として小字ト区の境界線が区・自治会の境界線と異なる傾向がありますが、地域活性においては、市民の自主的な活動を尊重し、どちらの範囲も選択できるよう努めるやむを得ない現状と考え、互いの取り組みの良いところを積極的に生かすといった点もあると想っています。

#### ＜第3章＞市全般

第3章を取りまとめ、全市的な活動を行う基準にして、「市全般」があります。市には、多くの行政室や監視室が存在しているため、行動ごとの調査を実行し、監視機能を持つことで、初音課課の統括や指導などの担当部署への対応ができますと考えています。

#### （1）市の他計画との関連と位置づけ

本計画は、「日進市街会計画」を「立計画」とし、「にっしん高齢百周年プラン」「時寄る墨水計画」「次世代育成支援計画」「いきいき健康プラン」「にっしん21」など、市の保健福祉分野の計画をはじめ、「新市民都市計画」「男女平等推進プラン」などを抜粋的につなぎ、地域活性に關注する旅館・ホテルの総合的な推進が図れるように策定しています。

## 第5次日進市総合計画

将来都市像

『いつまでも暮らしやすい みどりの住環境都市』

基本目標

- 1 子育て・健康新型を支えるまちづくり
- 2 安全・安心で、自然と共にした暮らしの実現
- 3 快適で利便性の高い地域活性及都市づくり
- 4 健康なまちを支える基盤の整備
- 5 次代を担う人を育み、生産伸び残される後継づくり
- 6 市民自立力と行政経営力の向上

## 第2次日進市地域福祉計画

【理念・方向性】

- ・市民が安心・安全で豊かな暮らしを実現するための政策
- ・高齢者や障害者の支援政策
- ・地域福祉充実への取り組み
- ・福祉サービスの整備を推進

その他の実行計画

につしん萬能色彩プラン

諫天都市計画・諫天福祉計画

次世代育成支援計画

子ども・子育て支援事業計画

いきいき地域構造プランにつしん2.1

就業環境基本計画

男女平等福祉プラン

生涯学習4Wプラン

政策基本計画

販易促進計画

地域防災計画

都市マスター・プランなど

一体的な策定

日進市社会福祉協議会

第4次日進市地域福祉計画再

【具体的な取り組み】

## ◎第5次口述山総合計画における政策

平成23年度～平成32年度を計画期間とする「第5次口述山総合計画」では、「いつまでも暮らしがやすいみどりの庄・お祝山」を将来都市像として定めています。また、6つある基本目標の一つに「子育て・健康長寿を支えるまちづくり」を掲げており、その中に「地域福祉」が位置づけられています。

本市は、若い世代が多く住む地域と高齢化が進む地域が混在し、その地域の実情に見合った地域福祉を進めていくことが望まれています。さらに、新たな課題である生活圏整備については、既所得者支持として、生活支援や就労支援を含んだ総合的な支援の取り組みが必要です。

### 「地域福祉」の施策がめざす将来の姿

- 市民一人ひとりがお互いの暮らしを尊重し、歓迎する地域になります。
- だれもが安心して暮らしこそらせる地域になっていります。

## ◎から順にしん高齢者のプラン(日進市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)(平成24年度～平成26年度)(第6期平成27年度～平成29年度)

老人福祉法及び介護保険法を根柢とし、主に高齢者福祉に関する市の方針等を定めた計画です。

本計画での主な開拓政策・・・「地域交え合い体制づくりの推進」等

## ◎第2次日進市障害者基本計画(平成21年度～平成30年度)

障害者基本法を根柢とし、主に障害者福祉に関する計画です。

本計画での主な開拓政策・・・「障害に対する理解促進とまちづくりや市政への参画保障」等

## ◎第3期口述小篠福祉計画(平成24年度～平成26年度)(第4期 平成27年度～平成29年度)

障害者総合支援法を根拠とし、主に障害福祉サービスに関する計画です。

本計画での主な間違施策・・・「地域生活支援事業」の一覧

## ◎日進市次世代育成支援計画(平成17年度～平成26年度)

### (子ども・子育て支援出力計画(平成27年度～平成30年度))

次世代育成支援対策推進方針を根拠とし、主に児童福祉に関する計画です。

本計画での主な間違施策・・・「すべての子育て家庭を支える仕組みづくり」等

## ◎病院2次元化(医療計画)実施計画(平成26年度～平成35年度)

健康増進法を根拠とし、主に保健・医療づくりに関する計画です。

本計画での主な間違施策・・・「みんなで支える健康づくり」等

## ◎就労支援基本計画(平成25年度～平成32年度)

就労基盤を根拠とし、主に就労援助、学習活動、生涯学習に関する計画です。

本計画での主な間違施策・・・「安全で安心して生活ことができる就労環境の整備」等

## ◎男女平等意識フロン(平成23年度～平成32年度)

日進市男女平等意識戦略を根拠とし、主に男女平等推進やワーク・ライフ・ハラスメントに生じる課題に関する計画です。

本計画での主な間違施策・・・「地政活動の場における男女平等意識」等

### ◎生涯学習計画(平成22年春～平成28年春)

主に生涯学習に関する計画です。

本計画での主な問題は、「多様性・生涯学習の場・教員の提供」等

### 総合防災計画(平成19年春～平成31年春)

日進市総局まちづくり部が担当をいたし、主に生活基盤や自然環境・生活環境に関する計画です。

本計画での主な問題は、「コミュニティ」等

### 名古屋次年度計画(平成26年春～平成30年春)

政治と社会を横断的に、主に食生活に関する計画です。

本計画での主な問題は、「食を通じて豊かな「JAPAN」をめざす」等

### 近畿広域防災計画

災害対策及び防災を標榜され、主に各種災害時の防災対策に関する計画です。

本計画での主な問題は、「災害時避難収容者の安置時間に関する計画」等

等

### ○名古屋市マスタートップ(平成23年度～平成32年度)

都市計画法を横断する、まちづくりに関する計画です。

本計画での主な問題は、「にぎわい」と「みれいん」を生み出す新た  
な「都市型農業」の形成」等

## (II) 計画の期間

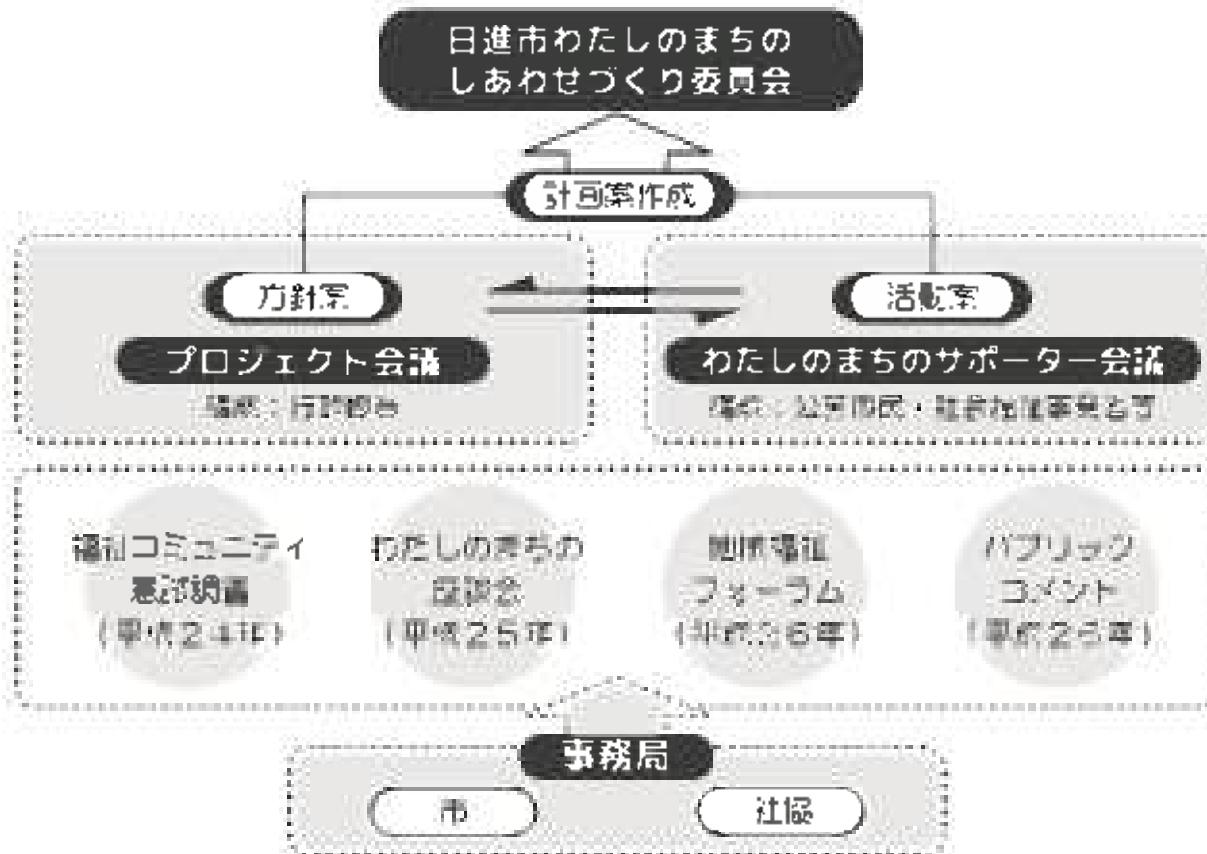
本計画の期間は、平成27年度～平成36年までの10年間とし、5年毎の平  
成32年度には地域連携計画の中間見直しを行います。

ただし、社会状況や本計画の進捗に合わせ、必要に応じて見直しを実施しま  
す。

## ③ 計画の策定体制

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、市民との協働が重要であり、本市では、次のようないきative・手法を取り入れ、市と市民が連携・協働して策定しました。

計画策定にあたっては、地域福祉計画と地域福祉活動計画の2つの計画を一丸的な内容としていくため、基底調査や専門調査会を市と連携で実施し、計画策定委員会についても一丸化しています。



### ■計画策定委員会

納設団体に関する様々な分野からの意見を計画に反映するため、学識研究者、教員関係者、社会福祉関係者、ボランティア団体、公的市民団体による有識者で構成する「日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会」を設置し、計画に対するご意見を伺いました。

---

### ■プロジェクト会議

地域福祉に関する地図との整合を図るため、行政機関による委員会開催する「プロジェクト会議」を開催し、本計画の方針等について検討しました。

### ■サポーター会議

公民市民や社会福祉士が石等による委員会で構成する「サポーター会議」を開催し、並行して開催される「プロジェクト会議」と情報共有を図りながら、地図の課題を実感・協議し、行動計画としての活動式を策定しました。

### ■福祉コミュニティ意識調査

この調査は、市民が安心して住み続けることができる地域に育むために、地域における助け合いや福祉活動、周辺の居住環境の実態を明らかにし、どのような政策や行政サービスが求められるのかを検討することを目的とし、愛媛大学政策科学研究所が市ご社協の協力のもとに実施しました。

### ■地図座談会

市民自らが地域の特徴や特性を明確にし、各課題について緊急度と重要度という視点ではじ順位を話し合う場として、「日進市つたしのまちの座談会」を各小学校校区の地区で開催しました。

### ■パブリックコメント

公開会等からのご意見反映した計画の点について、市民からの意見反映のためにパブリックコメントを実施しました。

### ■地域福祉フォーラム

地域福祉の理解を広げることを目的とした毎年開催されていましたが、平成26年度においては、本計画の策定に向けたキックオフイベントとして開催しました。

## 名称「にっしん幸せまちづくりプラン」について

本計画は、「地域福祉」という市町の日常における生活全般に関する内容の計画書です。日常生活において、日々の暮らしや様々な市民活動を行っていく中で、あえて「地域福祉」を意識している人は多くはないといいます。しかしながら、日々の暮らしや日々の市民活動が課題として地域福祉につながっているということ、そして、だれもが少しでも「地域福祉」の視点を持つてもらうため、さらに、広く市民に既しされ、愛着を抱いていただけようにするため、本計画の名称を「にっしん幸せまちづくりプラン」としました。

[REDACTED]

[REDACTED]



## 第2章 現状と課題

### ① 全国の地域福祉における現状と課題

我が国の人口は2,004年をピークに過去に減少しており、2050年には1億人の人口を割り込み、高齢化率は40%を超えると推計されています。

また、少子高齢化が一層進行するなどの年には1人の高齢者で1.2人を支える社会構造になると想定されています。

その中で現在、全国における地域福祉における課題として以下のようないります。

#### ＜孤立死＞

死亡後に長期間発見されない孤立死が急速で発生し、社会問題化しています。専門高齢者や高齢者家族のみの世帯が増加しており、民間医療法人の高齢者の多くが選別が行き切れています。そのため、専門高齢者世帯等の施設からの対応の止まりが求められています。

#### ＜認知・行方不明＞

認知症高齢者等が徘徊し、行方不明や死因に至るケースがみられます。地域の理解不足などもあり、発見から死因に隠れがかかるてことが原因の一つとなります。そのため、地域の人々による認知症の理解と早期発見が求められています。

#### ＜高齢者の被害防護＞

市町村等が対応する高齢者の被害者に対する虐待相談・通報件数が増えています。一方で該当する回らざることも少なく、また、虚偽されている回数が多いのも少なくないとも言われています。そのため、活動している介護世帯等の早期発見と支援が求められています。

### 〈児童虐待〉

児童虐待の児童虐待に関する取り扱いの標準化も踏まえています。過去、表面化した児童虐待の死亡例のうち、心中以外の虐待死において3歳以上の子どもが全員の約7割を占めています。そのため、子育てへの心理的負担が軽減のための支援が必要とされています。

### 〈障害者の地域移行等〉

現在、福祉施設から自宅やグループホームなどへの地域移行が進められています。また、精神障害者は約の北条や精神障害者支援センターが運営されていますが、地域における障害者への理解はまだ足りとは言えません。そのため、地域のアリババづくりが進められています。

### 〈通行空間等〉

通行空間開拓はこれまでの20~30の時代に比べ、一方で、金額においては中高年や高齢者の歩行が主対象となり、特に一歩も歩きの高齢者が中心になります。また、高齢の通勤のない人も多く、通勤生過強度センター等に頼らざる高齢者や障害者の存在が考えられます。そのため、歩行者導入者、生活活性化を実現するための調整が求められています。

### 〈災害時避難経路〉

大規模災害(地震・津波・豪雨)では、多くの高齢者等が犠牲となる可能性が想定されています。そのため、高齢者、障害者、引退入居者の災害時の避難経路や、災害時に力を発揮する非常的なつながりや考え方などが求められています。

出典：厚生労働省作成資料より

## ② 本市の地域福祉における現状

### (1) 総人口及び世帯数の推移

本市の総人口は増加を続けており、平成26年の人口は86,099人、世帯数は33,778世帯となりました。



資料：住民基本台帳人口（毎年4月1日現在、  
事業登録年次では公的個人情報保護法人口開示）

また、本市の総実勢人口における75歳以上の割合は、平成27年は以下10.5%弱で立ち居っていますが、75歳以上の割合は上昇し、平成37年には11.6%と平成17年当時の順位にむることが予測されています。

（その他の、特徴などに関する各種データの資料を随時ご用意ください。）

## (1) 決算額額及び民生費の推移

本市の決算額額における社会福祉経費である民生費については、平成20年度に社会制度改訂等に伴う減少がみられます。然して毎年増加傾向にあります。

現状のままでは、障害福祉サービスや介護保険サービス等の事業者が大幅に縮減していくことが予測され、今後も社会状況の変化等によるさらなる社会福祉費の悪化が見込まれるため、より早くPFIがついていき特徴が発揮されるよう、販売競争の発展しつづける事が求められています。



## (1) 市内の社会資源

本市における社会資源を日進市地域社会資源一覧地区と日進市世代別・小字別地区別社会資源散布図に示します。小字別毎の特徴をみることができます。

## 【日進市幼稚社会資源一覧地図】

日進市における幼稚社会資源を小学校区ごとにまとめ、地図の上で整理します。

保育園、幼稚園、福祉施設なども同

小学校、中学校、高等学校、大学、

福祉会館・福祉センター、

児童文化会議所、

保健センター、

子育て支援センター、

児童遊園施設、

地域連携支援センター、

教諭支援センター、

成年介見センター

の位置を示しています。





【日進市世代別・小学校区別地図】(●組織・団体 ■施設 ★活動)

高齢者

●じんクラノボ) ■きんクラノボ)

★八つ亭の会

●西山包括支援センター

●じんクラノボ)

★たわわサロン

★手作り収穫の会

★お城の会

一般

★赤池郷里とホーム

★竹の山丘とカフェ ★竹の山丘とカフェ

★吉崎台ぶらっとホーム

子育て  
世代

★えらさんルーム

★キラキラルーム

★わんぱくひろば

■子育て支援センター内)

■名古屋市立大(35大)

■愛知県人

■乞食屋外塾

■気知城急行

■桜山文化園大

青少年

生徒

■自強会

児童

■日進西中学校

■日進北中学校

■究極運動会 ■虎王運動会 ■らじっこ山廻り会

■究極運動会

■らじっこ祭り

■らじっこ祭り ■らじっこ祭り

乳幼児

■保育園

■保育園

■保育園

■保育園

■保育園

■保育園

■保育園

障害

■名病園

■名病園

■名病園

■名病園

■西山福祉会館

■岩崎台・喜久川福祉会館

全般

■名病園

■名病園

■名病園

■名病園

赤池小

西小

喜久山小

竹の山小

★ちいさいワコン(本郷)	★くりひょく室		
★角の街	★IMCごういわらじゅコン	★E.施設めぐれおひプロン	
■西八クラブ(1)	●西八クラブ(10)	●西八クラブ(9)	●西八クラブ(8)
★みみみのワコン	★みみみのワコン	★みごやかサロン	★たんげきのつどり
★だらの房	★たのむのう所	★えとサロンみんみん	
●中野西場交響センター	●東陽交響セイントー	●セントラル	
★るいあい教育会(柳原)	★日王ホルバッカフェ	★けふくはらっとりフェ	★ユーロセラーコーナー
★朝霞はらっカフェ	★たヶ丘ひらうとホーム	★日野町はらうとカフェ	
★古川ほりどりフェ	★たヶ丘つどいの館	★日野市立図書館のう館	
★東山ひらうとホーム	★東山ひらうとホーム	★新島ひらうとホーム	
★やんぐるーム		★ウシタツの園	★ソラタンの森
■東急西代木駅	■西代木駅		

	■日高南校	
	■中野第一小	
■日高牛芝台(2)	■日高文部センター	■日高東中学校
■北豊島(3)	■北豊島(4)	■北豊島(5)
■うわっこぬぬや	■おじっこぬぬや	
■洋光台(1)	■洋光台(1)	■豊島こども園(1)
■以津町(1)	■始祖園(1)	■ひね園(1)
■志都保育園	■向原保育園	■大師幼稚園
■川越駅(1)	■川越駅(1)	■川越駅(1)
■栗谷(1)	■栗谷(1)	■栗谷(1)
■中央活用センター		■沼野山幼稚園

北小

南小

東小

聖の木小

相野山小

## 第1次計画の成果と本市の課題

### (1) 福祉コミュニティ意識調査とわたしのまちの座談会の結果から

平成24年に行った「福祉コミュニティ意識調査」と平成25年に行った「わたしのまちの座談会」の結果から、それそれの小学校区にみられる主な特徴と評議を整理しました。(各評議は重要度・緊急度がともに高いものを抽出しています。)

福祉コミュニティ意識調査では、各小学校区における特徴が明らかになります。わたしのまちの座談会では、地域特性による傾向の差が出ています。ただし、今回の座談会の意見は、近くまでも一部の傾向であり、また、小学校区という比較的広い範囲を「地域」として捉えているものです。

例えば、「地域」を狭い範囲で考えるなら個々の意見も始めやすく、移住への対応もしやすい反面、組織的な対応がしつらいという面があります。また、広い範囲でみると、「地域」を支える人も多くなり、組織的に対応できる反面、老健性への対応が難しくなるなど、「地域」の範囲に応じてメリットデメリットがあります。

地域の課題を協議する上で、少し広い範囲の方が、解決に向けたお互いの歩み寄りがしやすいというメリットがあります。そうしたメリットを踏まえて、本計画においては、主に小学校区という小学生が徒歩で通れる範囲を、地域福祉を推進する「地域」の範囲として設定しています。

調査や座談会についての報告詳細については、別冊の「日進市福祉コミュニティ意識調査報告書」「わたしのまちの座談会実績報告書」をご覧ください。

#### 相野山小学校区

##### 福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・持ち家が多い
- ・日常生活中で歩く人が多く、徒歩10分以内に少ない
- ・周囲の地域活動をしている人が多い
- ・60歳以上と同居が多い

### 座談会からみえる主な課題

子どもの安全・遊び場/地域のコミュニケーション/独居を含む高齢者問題/介護/交通/地域団体のあり方/地元の買い物物

#### 東小学校区

### 福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・ 単独世帯が多い
- ・ 並ば自治組織への参加率が低い
- ・ 地域の人の顔も知らない人が多い

### 座談会からみえる主な課題

コミュニケーション/子供の遊び場に関する事/移動手段が乏しい/安全な道/移動制限/公共交通問題/道路整備(車道・歩道・白線工事)/住まい環境

#### 北小学校区

### 福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・ 持ち駄が多い
- ・ 65歳以上と同居が多い

### 座談会からみえる主な課題

町をきれいに/独居問題/防犯・見守り/地域のつながり/防災/みんなの交流の場/地元で活動する人の活躍起こし/移動手段/情報/外出の支援/生活適応の支援

#### 西小学校区

### 福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・ 持ち駄が多い
- ・ 65歳以上と同居が多い

### 座談会からみえる主な課題

高齢者問題(日常生活)/心の支援/災害対策/交通利便なまら

### 聖の木小学校区

#### 福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・三世代世帯が多い
- ・ひとり親と未婚の子世帯が多い
- ・小・中学生が多い
- ・高齢・障害者が多い

#### 座談会からみえる主な課題

遊び場がない/行政情報が十分でない/日本経済/地域の交通安全を考える/街の活動があれこれあり/活動/交通安全・防犯・防災/マンションに住み始めるのが無い/地域のコミュニティーション不足に問題して/地域の交通安全を考える/道路・歩道の整備/情報提供の方法/模擬問題

### 聖火山小学校区

#### 福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・小・中学生が多い

#### 座談会からみえる主な課題

適所づきあい/交通安全・交通マナーの向上/隣でのつながりがうすい・世代間交流・地域ボランティア/あなたのマナーは大丈夫ですか?/老・ペット・モラル/防震減災情報/車両交渉/新築お祝い問題

### 竹の山小学校区

#### 福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・宋就学児が多い
- ・駅入り・駅引が不安に思う人が多い
- ・地域自治組織への参加率が高い
- ・地域の人の顔も知らない人が多い

#### 座談会からみえる主な課題

安心・安全/地域自治会/地域住民のつながり/もっと光を!/公共交通

## 赤池小学校区

### 福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・単独世帯が多い
- ・地域の人の顔を知らない人が多い

### 座談会からみえる主な課題

防組とのつながり(既存組) / 新たなつながりをどう作るか/防犯/人づきあい/高齢者対策/子ども人口の増加

## 西小学校区

### 福祉コミュニティ意識調査からみえる主な特徴

- ・持ち家が多い
- ・65歳以上と同居が多い

### 座談会からみえる主な課題

口出しのマナーの悪さ/生活環境/高齢者の支援/防犯対策/災害時の支援対策/地域の見守り/道路間連インフラの整備(歩道、渋滞、景観など)/生活環境

上記のほか、福祉コミュニティ意識調査では、全市的な特徴として「大學生の子世帯が約5割」「名古屋市で働く人が約2割」「ボランティア活動をしていない人が2割超」といったことも明らかになっていきます。

わたしのまろの座談会から、全市的な共通問題の多くは、独居を含む高齢者の問題や防犯・防災の協力についてです。有事の際の助け合いの必要性は感じているが、隣近所で助けを求める声に地域での対応ができないということも想定されます。

また、各小学校区において特徴のある問題としては、囲い物する廻転や交通手段の確保があります。本市の中でそれ程的市街化された地域においては、交通問題においてもマナーや利便性の向上などが課題としてあげられていますが、生活の維持に必要な交通問題とは意味合いが異なっています。

同時に、いや自治会との関わりについても多くの小学校区で課題となっています。

---

またが、奥の木小学校の「沿家や集合住宅が多い」と竹の山小学校の「新しい日治会が求められている」では、日治組織の沿線での開拓方針が異なっており、地図によって様々あることがわかります。

## (?) 前計画の取り組みから

第1次計画(平成17年度～平成21年度)に掲げられた目標や行動計画の中で、これまでの計画の進捗状況と今後の課題方針を整理しました。

第1次計画では、以下の課題は目標を実現するため、基本目標に対してそれぞれ何つから6つの具体的な取り組みを掲げ、地域福祉の促進を図ってきました。特に、重点プロジェクトとして、基本施策を実施する形で6つの重点プロジェクトが掲げられています。

第1次計画で目指した事業について、全体のうち94.5%の事業が両方の形で順調・実現され、ほっとカフェやふらっとホーム、岡ヶ丘や御園町まつりなどまちづくり協議会の発足、学生ボランティア等の人材育成などの取り組みが行われています。

一方で、第1次計画で挙げられた課題としては、高齢化の進展やコミュニケーションの希薄化などの当面的な課題をはじめとし、地域福祉の活性を目的とする団体である住民の役割の明確化や、それそれに活動している団体に対するネットワークの強化、地域ごとに腰を組んでいる活動者より広げるためにの情報収集、地元のコア・ネーター役である社会的マッチラーの活性化等が、多くの複数の事業推進における課題として挙げられています。

ここでは、その現状と課題について主取組みを、次の「第1次助成概要計画の成果と課題について」にまとめています。

## 第1次地域福祉計画の実績と課題について

基本目標と 重点プロジェクト	これまでの成果
(1)地域福祉の活動の輪をひらげます！	<ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ指導や健康指導などにスクーブや保健師等を派遣</li> <li>○災害時要援護者支援地域制の整備</li> <li>○「にっしん市民教室」「いきいきシルバースクエア」の開催</li> <li>○10代のしゃべり場の開設</li> <li>○三ヶ率台同地区の地域活性の実績</li> <li>○自主防災会等への支援</li> <li>○ふれあい震は階段要援護施設の実績</li> </ul>
(2)地域福祉の活動を強化します！	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉資源収集の実績</li> <li>○小川町福祉活動への支援協力</li> <li>○地域活動等の開催実績の実績</li> <li>○コミュニティ推進事業協議会の実績</li> </ul>
(3)地域福祉の活動をつなぎ、つなぐ力に賜ります！	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治団体と市民参加及び市民の参画実績の実績</li> <li>○交流をつくる子ども読書の創定</li> <li>○ボランティア活動の実績</li> <li>○地元商店支援センターの整備</li> <li>○特産品普及センターの整備</li> </ul>

成果に対する事務局の評価	これからの課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフ派遣についてはきめ細かな支援がまだ不十分である。</li> <li>・災害時要支援者支援地域制度は各地域別レベルでそれぞれの方法で制度をつくる一つある。ただし、これらが災害時に本当に機能するか検証が必要。</li> <li>・現状、地域震災は市内でも三ヶ年待合地のほか、広範囲(市内全域)を因縁とした制度に展開したい。</li> <li>・市民の自主的な活動に対して、より活動しやすく、参加をにぎやかな情報提供、移動支援が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●積みられた予算と人材との活動支援にスタッフや支援は制度構築</li> <li>●平常時の要支援者に対する地域の体制整備</li> <li>●ボランティアポイント制度の拡充</li> <li>●公共を含めた市民の移動手段の確保と改善</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉に関する住民意識が低い(全国的な地域福祉の構造が本市にはまだ先の話と見えている)。</li> <li>・小地域福祉活動の場、拠点が不十分。</li> <li>・既活動団体でも狙い手、リーダーの不足の問題がある。</li> <li>・ふれあい構想の全市面一丸な実施ではなく、各地域に満ちたシステムの検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域と扶保協議会・団体などをつなぐコーディネーター登人物の育成</li> <li>●民生委員制度を活用する体制整備</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「市民参加」と「市民自治活動の実現」等の一定のルールができた。</li> <li>・高齢者、障害者、児童等、各分野の相談窓口の設置は進んでいるが、総合相談窓口設置は未設置。</li> <li>・重複的な問題を抱える対象者の相談窓口もしくは専門解決の仕組みが、行政においても地域においても必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民活動相談とボランティア相談の情報共有</li> <li>●地域の困難事例に適応できるシステムの構築</li> </ul>

基本目標と 重点プロジェクト		これまでの成果
重点 プロ ジ ク ト	①小市民院が主導的の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域政治係等の設置</li> <li>○青ヶ丘よらづくり協議会と御丘・仙台まちづくりの会の発足</li> </ul>
	多層構造づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○暮らすホームの実施</li> <li>○まつどカフェへの支援協力</li> </ul>
	②市に福祉活性化・就労創生の元気	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市役所各局福祉課・教育課との面談会の実施</li> <li>○まつどあい・いきいきサロンモデル事業の実施</li> <li>○他に迷惑認定審査会の実施</li> </ul>
	福祉会場と障害者との交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉活動計画の策定</li> <li>○地域への福祉事業会議の実施</li> </ul>
	③地元福祉を支える元気な市民の交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地元福祉計画を進める市民会議の開催</li> <li>○地元福祉フォーラムの開催</li> <li>○まつどカフェ新潟市若狭津井清洲市民会の開催</li> </ul>

成果に対する事務局の評価	これからの課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協自体の認知度が高い。</li> <li>・地域の自治組織における小地域福祉活動に対する理解不足がある。</li> <li>・私が知らない小地域福祉活動の支援方法を見直し必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小地域福祉活動の全市的な拡大</li> <li>●社協の市民活動への関わりの強化</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・徐々に伸びがりつつあるが、今後も継続可能な支援方法(奨励金、助成金等)の検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の居場所の全市的な拡大</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動実績の評価的な側面がてきてしまい、</li> <li>・情報提供が不十分。どこでどんな支援が受けられるかがわからづらさ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の活動実績の把握と得られた支援方法の検討</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協の財政と人材に課題している尼姑。対策と職立支援の効率的な運営が不十分であり、社員体制の強化を必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政の地域福祉の支援体制の強化</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・想い事の高齢化と、高齢会議やフォーラムのマンネリ化がある。</li> <li>・断固結構のつながりを創造していく必要がある。</li> <li>・ただし、効率化改善よりも、ゆるやかで深遠の想い交流が望まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●持続可能なつながりの構みや活動支援方法の検討</li> <li>●若ボランティア層に導入のネットワーク強化</li> </ul>

## (1) ふれあい区構想と地域包括ケアシステム

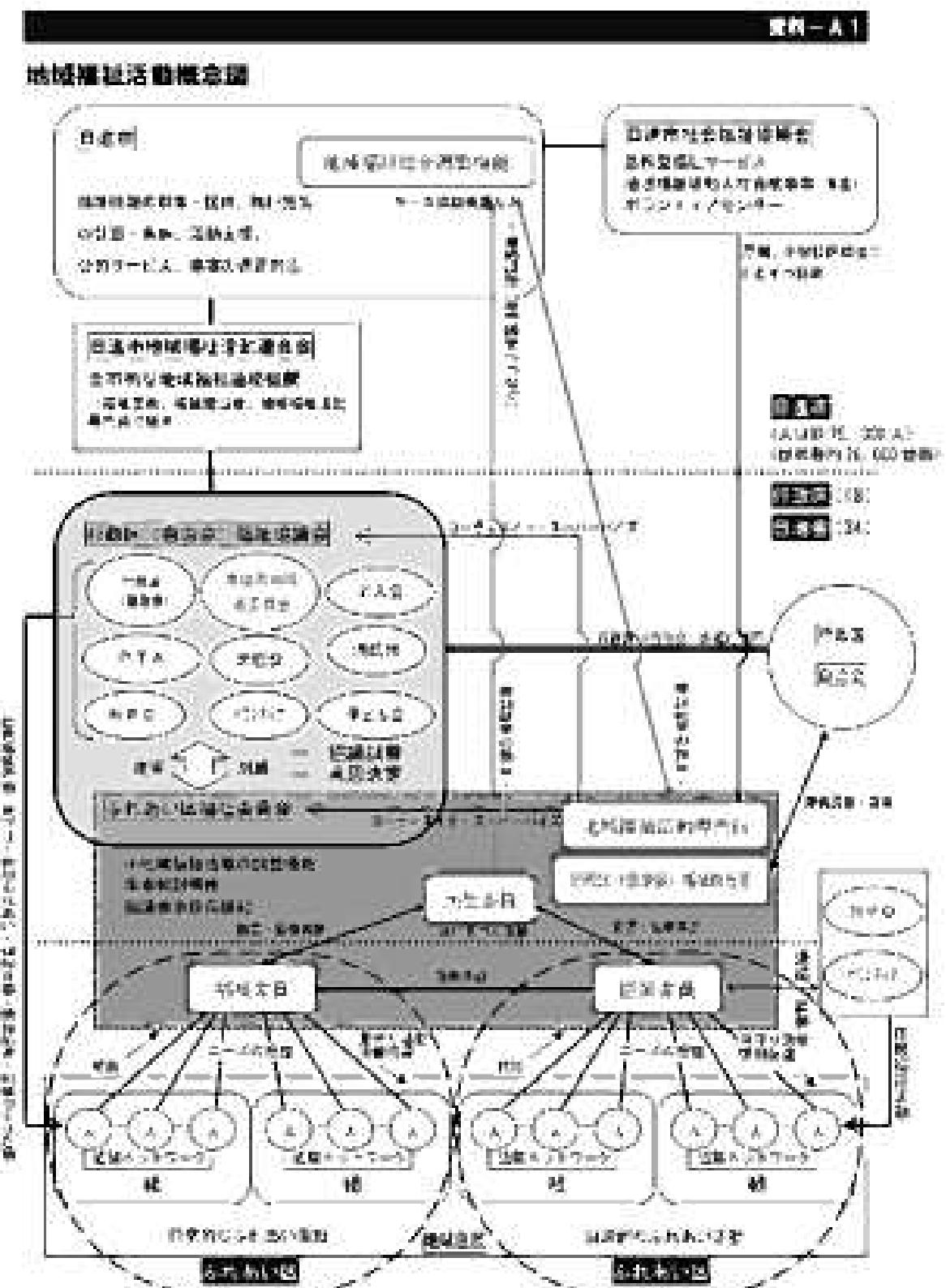
第1次計画に掲載されている「行われるふれあい区構造」(※1)に関する事項としては、戸ヶ畠や南郷の歴史地区においてまちづくりをどう構造化するか、併せて取り組みが進んでいますが、全市的取り組みとして実現に至っていません。

しかしながら、現在の社会情勢や地政の変遷に対応するためには組み立てて、「ふれあい区構造」の概念や構成要素の多くは10年経った現在でも存続する機能であると考えています。

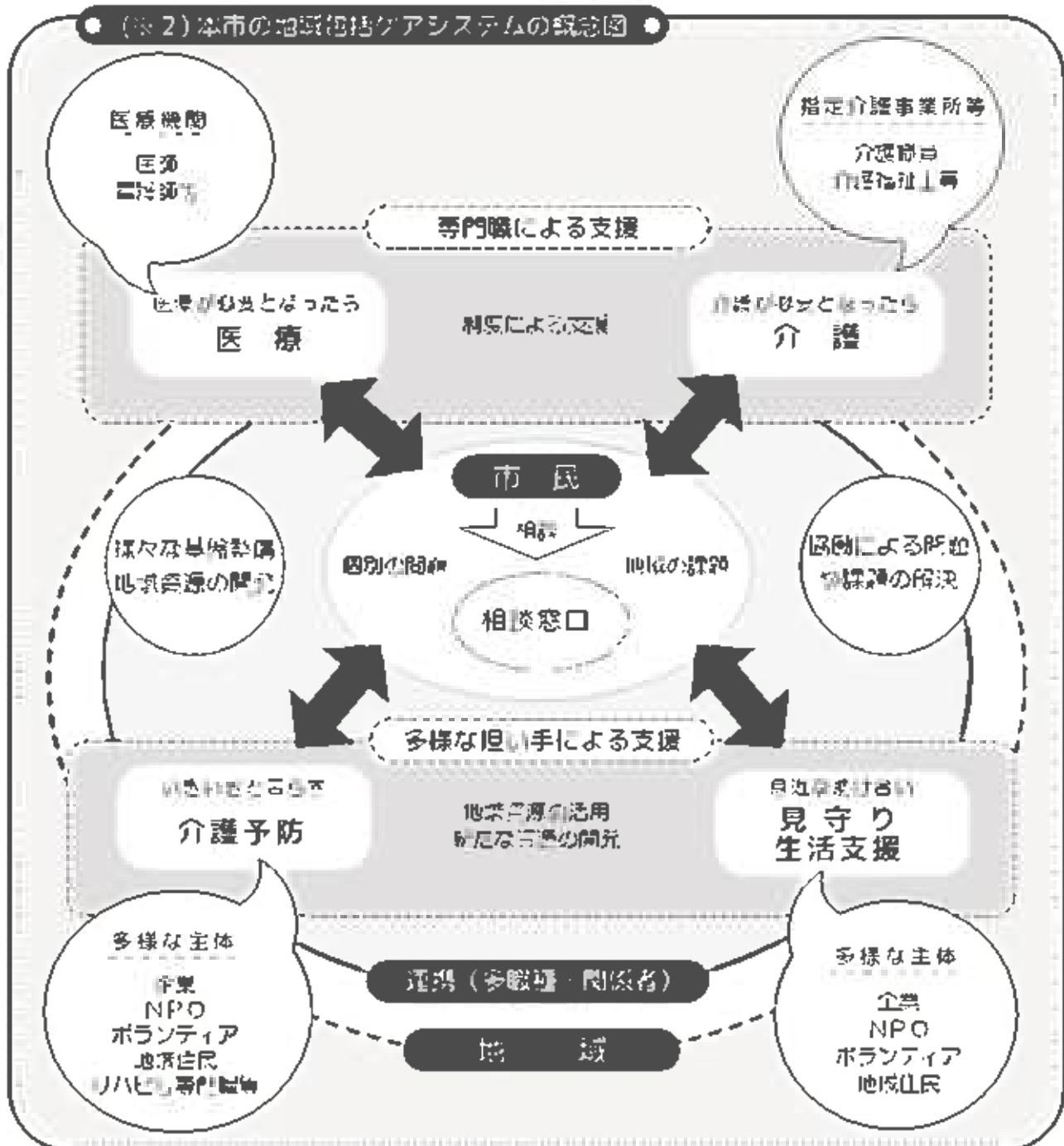
第1次計画における「ふれあい区構造」が実現に至らなかった要因を考察すると、社協との連携や、地域で活動する人々の意識の変化に対して、より重点を置く必要があつたと言えています。

そのため、本計画においては「ふれあい区構造」の目的である、市民が行政や社協と一緒にして此地のがんばりで力を合える郷土づくり、すなわち「地域包括ケアシステム」の構築をめざすネットワークの構築をめざし、方略構造計画との一貫的な構造をはじめ、初期には開発地図や入居者収容方法を改めて見直し、地場で活動する組織は、福祉事業所、行政機関を、地場ネットワークや団体ネットワークなどによる重複化してきているのは踏みづらさを感じています。

図2 第1次計画に沿うる既存のあるいは仮想的の資源図



●(図2)本市の地域包括ケアシステムの概念図●



地域包括ケアシステムとは、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一貫的に提供される仕組みのことであり、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされています。

---

一般的には高齢者福祉の分野で多用される用語ですが、退職、就業選択や障害者派遣など、他の分野においても意味のシステムが求められており、本計画も被扶養者の選択にあたっても重視を図ることとしている所が大きな特徴のあります。

# 第3章 地域福祉計画

## 1 基本理念

できることからはじめます！思いやり・助け合い、にうしん奉せまちづくり。本計画においては、第1次計画のキャッチフレーズである「できることからはじめます：思いやり・助け合い、にうしん奉せまちづくり」を基本理念にして引き継ぐものとします。そのため、今後計画策定は活動計画の基本理念は、地域福祉計画の基本理念に統合を図ります。

ここでは、以下の内容課題の解決に囲り、地域でひとつになって、思いやり・助け合うことのできるまちづくりを目指し、基本目標と基本施策化を行います。

### 基本理念に込められた想い①

『市民一人ひとりが、地域社会で生き生きとなる』

福祉サービスは公的な機関から切替られるものという概念のままでは、地域福祉の運営は空気はせん。生涯にわたって地域福祉の心を育む機会が広めやすとともに、地域福祉活動に参加しやすい条件整備、志願団体・フルーツへの支援を強化し、市民一人ひとりが、地域福祉を担う手段となる日進をめざします。

### 基本理念に込められた想い②

『お互いに協調的で思い、「ともに生きる」考え方を強く』

尊厳、性別、障害の有無、国籍などの違いを問はず、お互いの暮らしを尊重し、お互い使用いやる心をもみながら、地域社会の立場方に立って、みんながともに生き、ともに外らせる日進をめざします。

### 基本理念に込められた想い③

『地域での自立を実現する』

福祉サービスは、「個人の尊厳の保択」を原則とし、地域社会を行きが力を合わせ、地域福祉に関わる各種サービスが地域生活者の視点で組み立て、地域での日々した牛込を実現する体制をつくり、たけ色が生み出された環境や地域で元気して心豊かに暮らしていくける日進を目指します。

### 基本理念に込められた想い④

『健康なく活しく行動し、溝塗立ち』

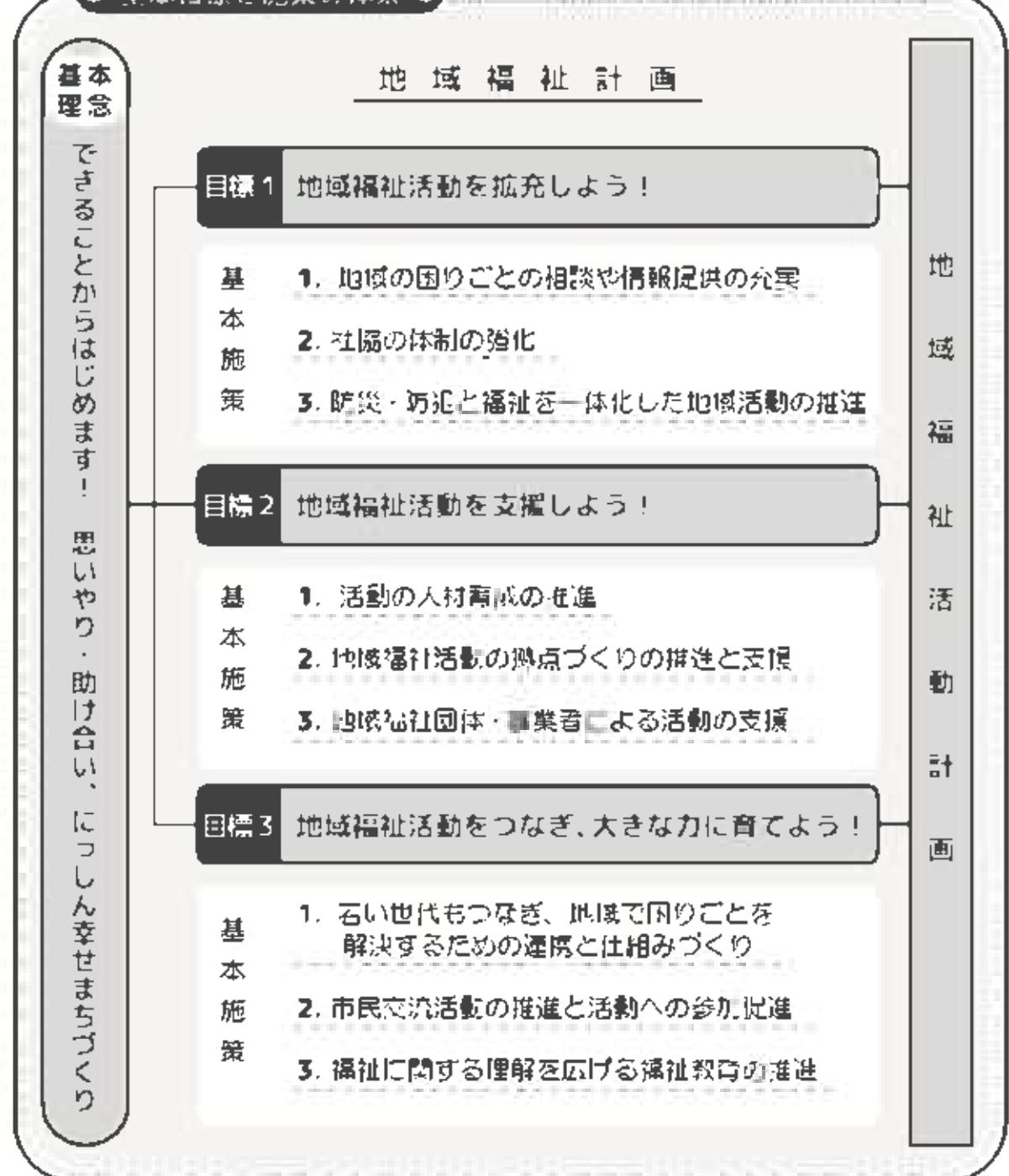
地域福祉が運営する社会とは、支える役割変化される社会となる流れで、地域なく活しく行動指針として、人と人とのつながりを一つひとつ軸てゆく中から、人の輪を広げ、発展の行動の方に転て、さらには次代の担い手を育てていく。そのような持続する福祉が運営する日進をめざします。

## 2 施策体系

施策体系と主な内容は次のとおりです。

基本目標を実現するために、次の3つの基本目標を掲げ、各種施策、事業を推進します。

### ● 基本目標と施策の体系 ●



## 基本目標・基本施策

### 目標1 地域福祉活動を強化します！

～ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進・生活困窮者自立支援方策・優先課題支援方策 ～

#### (1) 地域の里りごとの相談や情報提供の充実

生活回数をはじめ、ニートやひきこもり、子どもの学習問題、虐待、交通事故、介護費などの問題など、日常生活を豊かにしては、多くの人が困らしらるのは皆多様な相談事項があります。そのため、地域に住む人たちが、いつまでも安心して暮らしていくために、いざというときに、各種の福祉サービスや機関の連携等が円滑に、かつ適切に受けられる環境づくりが必要となります。

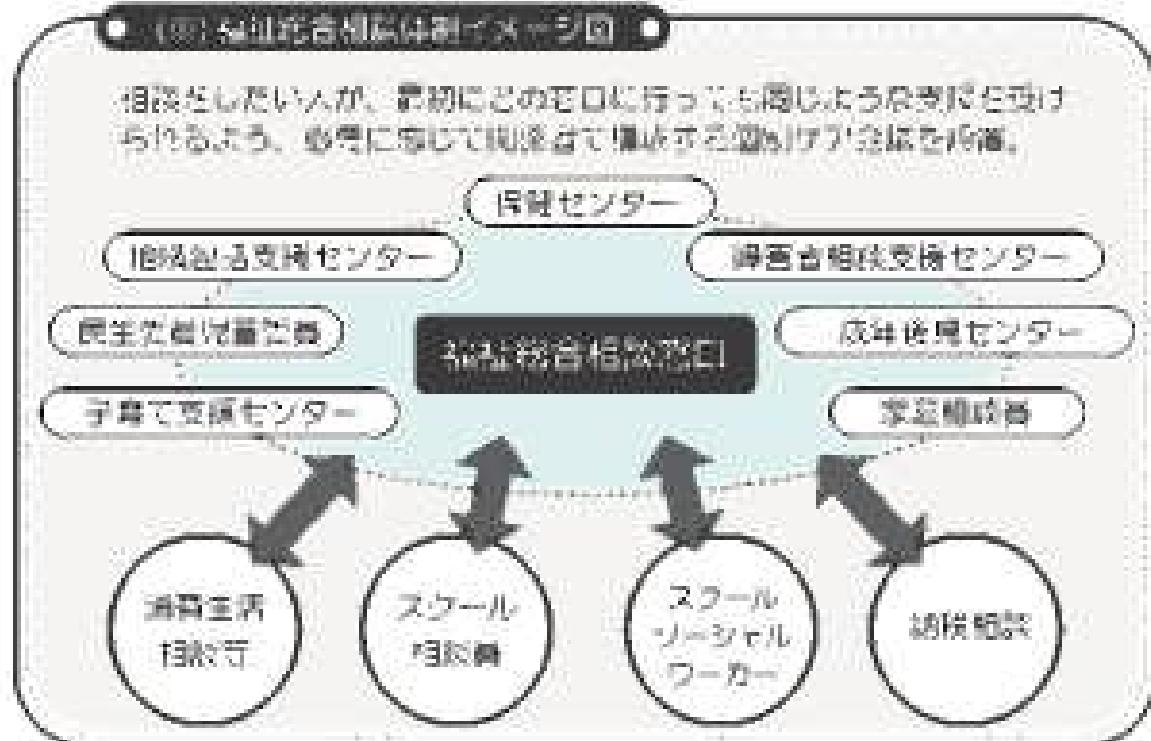
また、日常生活に困難を感じる人は、お誰がお世話に来る場合もかまわない、課題が複雑化しないように柔軟対応、柔軟対応が求められます。

そのため、柔らかの生活のしづらさを抱える人が、個々の生活や専門等の状況に応じて少しでも暮らしやすくなるようになるためには、わかりやすい情報伝達に加え、色々な相談窓口に柔軟に対応する必要があります。

そこで、福祉に関する相談窓口に行つても困じるような支援を受けられるよう、福祉総合窓口は新たに外請出し、保健、医療、福祉の防災避難等庁舎を見せるセンター、子育て支援センター、障害者就労支援センター、地域起業支援センター、保健センター、民生委員窓口、家庭相談の窓口との連携を図り、複数機関に渡る調整の解決を図っていきます。

さらに、専門相談窓口から複数窓口以外の相談窓口等(消費者生活相談等、統説情報、スクール相談員、スクールソーシャルワーカー等)へのスムーズなリースの移行や共済も重要なことから、情報連携等に際する一定の基準を定めるとともに、必要な連携は順序構成していくをめざす。

## 相談をしたい人が、最初にどの窓口に行っても同じような収束点を受けられるよう、非常に密接に連携する体制を構築。



だれが?	何をする?
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 困りごとを抱えず、だれかに相談する。また、周らが他の困りごとを相談相談等につなぐ意識を持つ。</li> </ul>
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談者の施設や入所判断に対して協力する。</li> <li>○ 地域ケア会議に協力し、困難事案の早期把握、アウトリーチ(巡回)等、必要な情報交換を行う。</li> </ul>
組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改善相談をすけあい会議(みどり)との連絡協議を行う。</li> <li>○ 地域ケア会議に協力し、困難事案の早期把握、アウトリーチ等、必要な情報交換を行う。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 確保各相談体制を構築し、困難事案に対するアセスメント検討会議を行う。</li> <li>○ 困難が行う想定看護計画の周知及び看護者のスキルアップを実現する。</li> <li>○ 難題的な確認を踏まう地域ケア会議を設置し、各種相談体制の強化、改善を図る。</li> </ul>

---

\*1 アウトリーチ：地域社会への草津活動、現地出張サービスなど、積極的に  
諸多かたとつながりの実践をめざすことをいいます。

\*2 反対地図：あい会議：各小町に区をひとつずつ区画し、区域内で活  
動する。区や自治会の代表者、民生委員会議委員、老人クラブ指導員、子ど  
も会指導員、介護師の代表など(状況によっては医師も含まれ)で構成さ  
れる会議を定期的に行ったり、中間段階であい会議の活動等の評議やメー  
ジ等は、あらまじめ商議していきます。】

\*3 アセスメント検討会：困難事例について、どういった解決の道筋を考えられ  
るか、どの専門機関が関わるべきか等、常に原点回帰から課題し、より適に  
最適な方法を導き出すことをいいます。

## (2) 村協の体制の強化

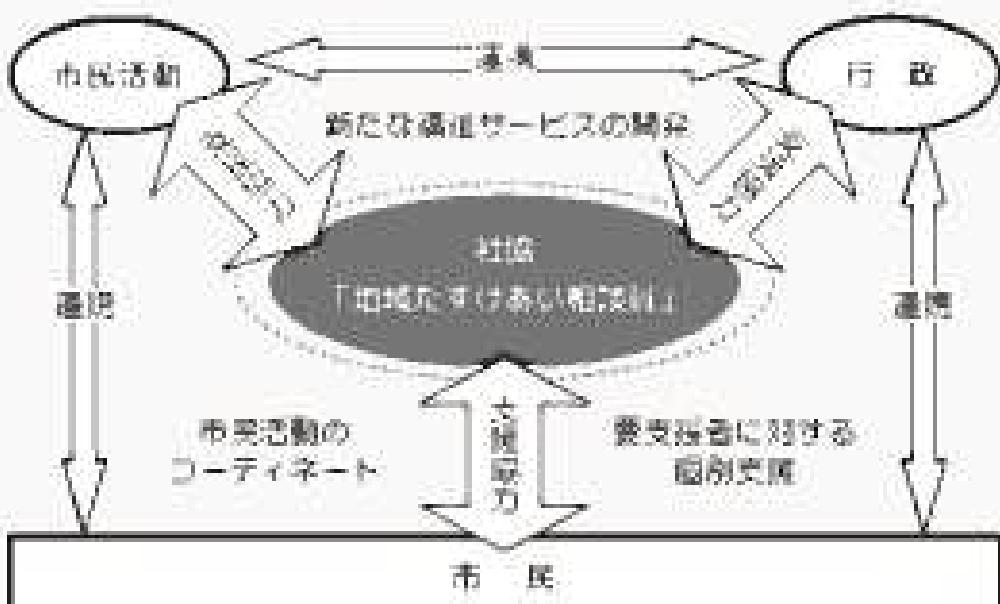
社会福祉協議会は、社会福祉法第10条において「他の福祉の団体を囲むことを目的とする団体」と規定されていました。現在、他の町の村協以外、実際的に地区組織を認定することで施設運営への対応を進めています。本市においても、社協が市民ニーズを的確に把握し、社協が取扱う問題より発展していくことが、地域課題を解決する手段の強化につながると研究されています。

そのため、社協が福祉分野における「中間支援組織(※1)」として機能するよう、実際に密接して活動する「地域だけあるいは職業(※2)」の課題強化や人材育成活動など、具体的には強化を進めていきます。

また、本市の社協がより効率的・効果的に他の福祉の団体を囲むようになります。既存事業の見直しを進めるとともに、社協が自主性・能動性を發揮できる組織運営や人材育成などの支援を進めていきます。

### ※1) 中間支援組織イメージ図

地域社会の変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの管理は自らとの仲立ちをしたり、各種サービスの需要との紐をコーディネート



※2 地域にすけあい山業民：地域において何か仕事を要とする人の代筋運行者  
にとては、地域を基盤とする大掛活動を実施して太陽エネルギーとする人に遊びつけたり、新たなサービスを開拓したり、公共課題との連携を講じたりするコードィネートを行う専門職です。一般的には、コミュニティゾー  
シャルワーカー(CSWE)といいます。

だれが？	何をやめる？
市民・コミュニティ 団体系法人等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 球体の活動を理解・協力し、活動を構成する。</li><li>○ 行動を構成する一員として、社説の活動を理解・協力し、活動を援助する。</li></ul>
住民	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「つどいの場」づくりなどの地盤活性化事業の広報や「地盤にすけあい活動」の駆除を行う。</li><li>○ 小さな福祉運動などを監視統合し、地域福祉運営の貢献を図る。</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 社説に対する地盤の理解が促進されるよう、社説の駆け込み整備・監視する。</li><li>○ 人の配置に対する支援を行う。</li><li>○ 社説が自主性・独立性を失墜させる物的的な組織運営や人間関係がでれるような支援を行う。</li></ul>

---

### (1) 防災・防犯と福祉を一体化した地域活動の推進

大規模災害が発生した際、発生直後の混乱期においては、地域における活動が必要となります。そのため、団體から状況を把握した情報づくりが必要となるため、地域において、より実践的な助け合いが行われる、地域のネットワークづくりが求められます。

本市においては、自衛・丸儲を基本とした自主防災組織が、各地域の自治組織などを中心に立ち上がっており、現在、主に区や市各事務所にて多くの団体が活動しております。また、平成20年から毎年防災・減災・復興大綱で「防災ネットワーク」の構築が掲げられており、当市においてもいざというときの取り組みが進められています。

市では、こうした地域における各組織的活動を支援し、その活動の活性化を図っています。また、多様な災害時の備蓄品販賣への対策や市外からの受け入れ体制についても技術を磨いています。

さらに、防犯においては、市民や事業者の自発的な防犯活動を奨励し、市民参加・行政が連携・協力して犯罪抑制に努めており、現在、主に小学校などや勤労会場等で2つの団体が活動しています。また、子どもや高齢者の見守り連携ネットワーク(「高齢者地域見守りの通報事務能力に関する協定」)や「子ども・110ひきの隊」等の組織や、こうした活動を充実させるための取り組みを実施していくことで、犯罪が起こにくくする取り組みを行っています。

だれが?	何をする?
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民防災組織・市民防災組織等を立ち上げ、防災訓練や防災パトロールを実施する。また、各組織での防災・防犯のネットワークに協力的に協力する。</li> </ul>
避難系法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急での支援は避難所に協力するとともに、各面において利用者や医療機関の障害困難者対策を講じる。</li> <li>○ 避難場所への理解を深め、災害時に専門性を生みた利用者が避難所等への支援行動を構成する。</li> <li>○ 地域資源を活用し、見守り連携ネットワークに協力する。</li> </ul>
社団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時に災害ボランティアセンターを設置する。センターの活動が確実に実現するよう、開発・貢献や支援活動を行なう。</li> <li>○ 地元と連携し、見守り連携ネットワークに協力する。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害的危機該当状況等の周知啓発を行う。避難所等の名簿を認定の施設等に認める。</li> <li>○ 緊急の自主防災組織の充実・活性化のため、継続的な活動となるよう防災船提供や活動支援を実施し、実感する。</li> <li>○ 障害のある人への合理的配慮(改正)を継続して見守り体制の監視と監視を行う。</li> </ul>

※) 合理的配慮：障害のある人が他の人のとの平等互い尊として、すべての人権及び基本的自由を享む又は行使するにとを障害するための必要なかつ適切な多機能的調整であって、障害の属性に応じてされるものでれり、かつ、不均衡い事又は過度な負担を課さないものと定義されています。

## 目標2 地域福祉活動を支援しよう！

### ～ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達 ～

#### (1) 活動の人材育成の推進

市民や団体、企業等が、日々の地域福祉活動を実施するためには、地域福祉に対する理解の深めと地域福祉活動を担う人材の確保が重要な点となります。

また、各地域でボランティア活動を行っている団体や個人が地域で活動すること、子どもから高齢者まで、より多くの市民が地域福祉活動に参画する感覚転換をめざしていくことが求められています。

そこで、各地区で活動するボランティア団体やNPOの等が、直面に遭難救助や防災避難など、ノウハウの具体化と活動のスキルアップを支援していく必要があります。さらに、各種団体と自治組織や関係省との連携を深め、地域のみならず地域をサポートする仕組みづくりについて検討を進めていきます。

そのため、地域において自発的に地域福祉活動を行う人材を育成していくため、直面に地域で活動されている人を講師に依りたる、先進地図内を紹介する機会を設けたりするなどの人材育成課程を実証していきます。

また、ボランティアセンター等にぎわい交流館(市民活動センター)に登録している個人や団体は、市内外各地のボランティアワーク等において、既に地域で活動している人材の情報収集を行うなど、ハリデータベースなどの構築も検討とされています。

だれが?	何をする?
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域を意識し、自らが少しでも地域活動の担い手となるに向け、必要に応じて、人材データベースに登録する。</li> </ul>
福祉法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活支援コーディネーター(以下)の事業者としての協力や連携を行う。</li> <li>○ 地域の実情に合った協助組織の立ち上げや運営に協力する。</li> </ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ボランティアセンターの機能を強化し、地域のボランティア団体の情報交換を図り、地域ごとに各団体の関係性を深めるための会議などを開催する。</li> <li>○ 市の立地のむと、地域のニーズに応じた人材育成講座を実施する。</li> <li>○ 生活支援コーディネーターの事業者としての協力や連携を行う。</li> <li>○ 地域の実情に合った協助組織の立ち上げや運営を支援する。</li> <li>○ 人材データベースにおいて、人材に関する情報を提供を行う。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民活動団体に関する情報収集や広報活動に協力する。</li> <li>○ 各自治組織と連携し、地域のニーズに応じた人材育成講座を社協とともに企画する。</li> <li>○ 生活支援コーディネーターの配置等、生活支援事業等の充実を図るとともに、必ずしも既存事業の見直しを行う。</li> <li>○ 人材データベースが効果的に機能するよう必要な支援を行う。</li> </ul>

※) 生活支援コーディネーター：生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の受け、支援等の地域資源の開発を行う人材のことといいます。

## (1) 地域福祉活動の拠点づくりの推進と支援

多くの市民が地域福祉活動に取り組むよう図るためには、地域福祉活動に取り組む活動拠点や資金の提供、活動資金の支援など、市や自治による導入等の支援も必要です。

第1次計画に基づいて、各地域で日々に活用している「ふらっとホーム」「ほっとカフェ」「ふれあい・いきいきサロン」等の答の「つどいの場」について、持続可能な活動支援を行っていくとともに、さらなる地域の自立的な活動の活性化を図っていきます。

本計画の「つどいの場」とは、上記のような地域の「つながり」が生まれる場すべてを指しています。地域にある様々な居場所が「つどいの場」であり、市民が自分にあった居場所を選択することで、地域の中での新たなつながりが生まれます。

現在、事業の状況に応じて委託や広報などの運営支援を行っていますが、今後は各種の「つどいの場」において健康推進や介護予防の視点からの取り組みに対しても支援を進めています。さらに、現在の各種高齢利用の整備統合を図ながら、実態に合わせた運営等の支援を行っていくことで、活動の推進を図っています。

また、事業の立ち上げや活動資金の調達を行いややすくなるため、地域活動に対する助成や継続事業の情報を承認し、必要な情報提供を行う資金データベースの構築を図っていきます。さらに、規行行われている赤い羽根共同募金などの福祉を目的とした募金については、市民自治活動の推進が図られるように効率的な地域還元の仕組みを検討していきます。

さらに、地域福祉活動を行う際の主な活動拠点としては、福祉分野の公共的施設における利便性の向上を図っていくとともに、市内における店舗等の情報を収集する空缺データベースの構築や、至高対策のひとつとして「つどいの場」等の福祉利用とのマッチング機能の充実などについても検討していきます。

だれが?	何をする?
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種な福祉活動への積極的な参加と、ルールを守った施設利用に努める。また、空き家の提供や福祉を目的とした募金等への協力に努める。</li> </ul>
福祉登録入等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の活動に対して、所持する施設や空スペース等の貸し出しに努める。</li> <li>○ 募金データベースに対する募金等に尽力する。</li> </ul>
社區	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 募金データベースの資金を地域還元するため、地域の「つどいの場」の運営組織に係る活動資金や情報提供などの支援を行う。</li> <li>○ 募金データベースや空きデータベースにおいて、資金や空き場に関する情報提供を行う。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 確実推進と介護予防をモードに「つどいの場」づくりを進め、さらなる地域の自主的な活動の活性化を図る。</li> <li>○ 福祉センターや福祉会館など、地域の福祉施設の利便性を高める施設(福祉事務所の非営利活動など地域奉公(奉公目的とした活動の利用開放等)を検討する。</li> <li>○ 募金データベースや空きデータベースが効果的に機能するよう、必要な支援を行う。</li> </ul>

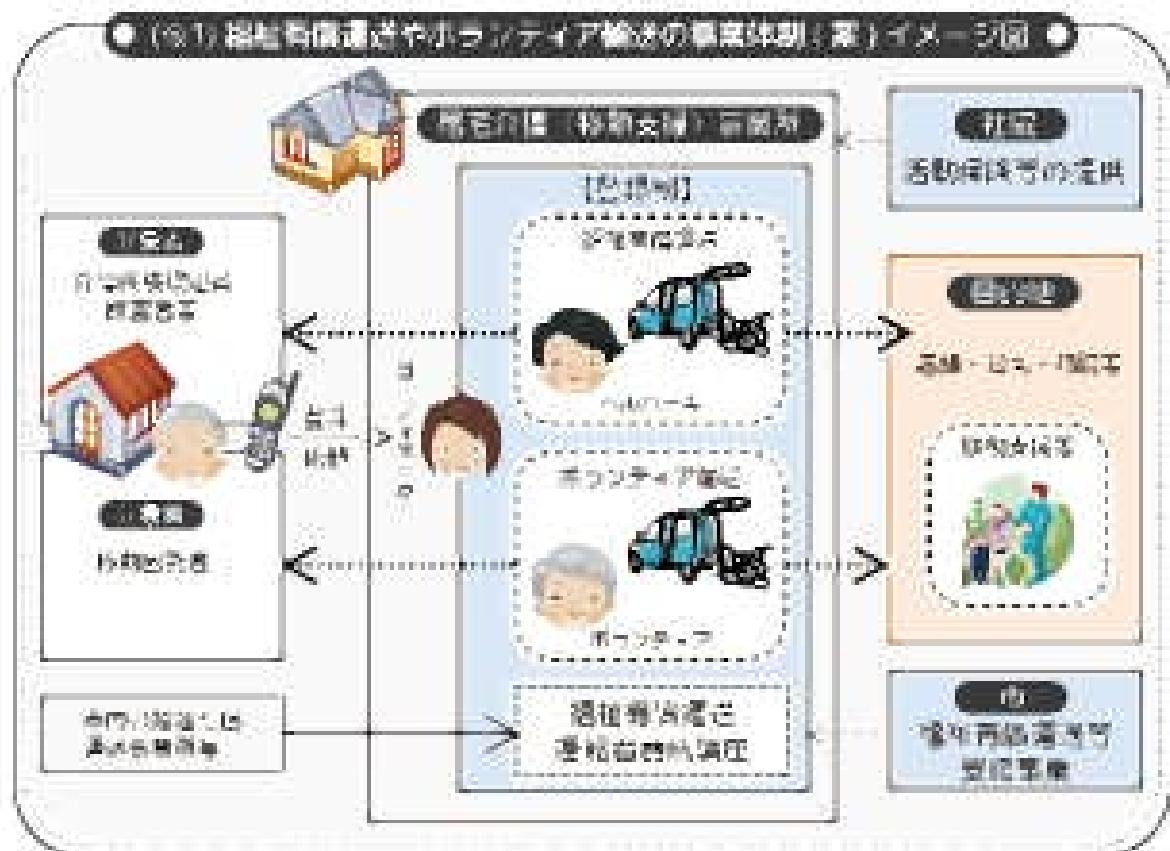
### (1) 地域福祉団体・事業者による活動の支援

市内では既に地域福祉に関する様々な事業者による様々な地域福祉活動が行われています。そうした活動が持続していくためにも、特定ボランティア等の長崎やボランティア活動をしてみたい人が気軽に連絡を必要とする際に向むけた便携づくりが大切です。

そのため、中央福祉センターにおけるボランティアセンターの機能強化を図ることで、にぎわい交流会(市民活動センター)や行政機関を活性化するNPOのボランティア団体などの活動講評を行ない、連携団体による企画や大字市民とのコーディネート活動などを強化していく必要があります。

また、ボランティアに興味のある人や活動を元気づける人が、必要な情報を得られるように、種別別で情報の提供を指向していくとしています。

さらに、活動に困難を抱える人が日々の活動によく申し出くなるように、尼崎市防寒支援やボランティア輸送(巡回)を行うNPOの団体を支援していくことで、地域との交渉を図ることができるようになりますつくりを進めていきます。



だれが?	何をする?
市民・コミュニティ 福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 将近可能な地域社会を構築するために、地域のボランティア活動や民間サービスを積極的に利用する。</li> <li>○ 事業や活動の運営を積極的に情報開示し、広報を行う。</li> <li>○ 事業における近隣や福祉有償運送やボランティア輸送などの実施に協力する。</li> </ul>
社団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活動したい人の適切な情報提供を行う。</li> <li>○ 活動情報の積極的な情報開示と広報を行う。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業における近隣や、福祉有償運送やボランティア輸送などの実施に協力する。</li> <li>○ 市民活動団体の情報開示及び広報活動への協力をを行う。</li> <li>○ 公共交通施設の見直しを図るとともに、福祉有償運送やボランティア輸送を実施する事業者の運営支援を行う。</li> </ul>

### 目標3. 地域福祉活動をつなぎ、大きな力に育てよう！

#### ～ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進 ～

##### (1) 茶い世代もつなぎ、地域で困りごとを解決するための連携と仕組みづくり

だれもが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するには、市民同士が主体的に関わる街づくりが必要となります。

このため、地域での見守り活動や世代間交流活動などの市民主体の地域福祉活動がより効率的に進むよう、団体や自治会、各種団体、福祉団体等が連携し、各小学校・区単位などにおける横のつながりを広げる新しい組織体制たすけあい会議の設置をめざしています。

地域たすけあい会議については、地域に存在する課題を吟醸でき、主に各小学校・区単位での情報共有ができるような組織とい、各地域で異なる社会資源や活動団体等を生かす形での構成メンバー等の検討を行い、場所なく全地域での立ち上げがスムーズに行えるように支援します。

また、世代間・団体間の交流を促進し、「ふらっとホーム」「ほっとカフェ」「ふれあい・いきいきサロン」等の各種の「つどいの場」を利用して世代間・団体間の連携事業の実施を支援していく方針です。

さらに、地域が社会資源を活用し、各地区的課題にきの細かく対応できるよう、解決のノウハウの提供や計画に基づく支援をしていきます。

だれが?	何をする?
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種な団体・団体の連携に協力し、だれもがいつまでも安心して生活できるように努め、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を見重す。</li> <li>○ 各地域の課題を共有し、地域でできることは地域で解決していく。</li> </ul>
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各地域の課題を的確に把握し、課題解決を行う地域に協力する。</li> </ul>
支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における会議の立ち上げ及び運営に対して必要な助言と支援(会議の開催や情報提供、入門講座等)を行う。</li> <li>○ 世代間・団体間の交流及び連携事業実施に対して必要な助言と支援(講師派遣や活動助成金等)を行う。</li> <li>○ 各地域の課題を的確に把握し、課題解決のノウハウの提供を行なう。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における会議での各事項に対して、適切な監督からの専門的な助言を行う。</li> <li>○ 世代間・団体間の交流及び連携事業実施に関して関係する専門機関との連絡調整を行う。</li> <li>○ 課題解決を行う地域に対して、本計画に基づく支援を行なう。</li> </ul>

## (1) 市民交流活動の推進と活動への参加促進

現在、「ふらっと市一ム」「ほつとカフェ」「ひれあん・いたい色サロン」等の各種の「つどいの場」では、ボランティアによる集合会やお隣さんによる地図の展示会、子育て用品の展示会などの様々な催しが開催されています。中には、そうした活動に駆け寄れてからも新しい情報や活動に取り組むことで、生き甲斐を感じ市民もあります。

また、ボランティア等の市民活動が盛りに暮れることも重々ですが、自分の住んでいる地域以外で行われている「つどいの場」に赴き、まちどなう活動を自分の住んでいる地域で取り組んでみるとといった交流を行われ、活動の連携や交流事業により、過剰の改善や新たな活動をはじめるときっかけにもなります。

そのため、情報共有による新たな活動実績に活動の効率化を図るために、NPOや地方で活動する人々や団体、学生ボランティア等の交流を促進し、活動の活性化を図っています。

また、同時に、福祉事業者の交流の場を提供し、新たな事業場所のきっかけづくりや事業の発展を促すなど、福祉事業者が行う他の福祉事業者の啓発や支援を行っていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「つどいの場」や福祉事業者のイベントに関心を持つて参加し、ます知り、体験する。</li><li>○ 自分の周りに活性化団体がある。</li><li>○ 自ら発ち、つながっていく。</li></ul>
福祉事業者等	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域団体との交流から新たな事業を行っていく。</li></ul>
自治	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「つどいの場」の活性化を図るために、自治団体の交流会をつくぶ。</li><li>○ 活動の啓発と交流事業を行なう。また、交流から新たな事業を行っていく。</li></ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「つどいの場」運営者や構成事業者の連絡調整、協議活動への協力をを行い、さらなる地域の自主的活動の活性化を図していく。</li></ul>

## (1) 福祉に関する理解を広げる福祉教育の推進

平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」が公布され、車椅子の使用者に旅行便利法す。この法により、行政機関などにおいて、障害のある人々への差別的取扱いや適切な施設の不充実の解消などが定められ、尼原が、国において基本方針に基づく行政部門のみならず議論や草文などの検討方針を定めていくこととされています。

このように語書を探じみ、介護における皆様をやめほる、子育て世帯などにおける生活のレブらしさを推進することや、切災・認証の必要性など、日常のあらぬお困りについて、地域における日々の福祉に対する理解を深めることによって、だれもが安心して暮らせる社会になつていざります。

そのため、地域福祉に対する理解を深め、だれもが想いやひと筋の心うきをもつて暮らせる社会をめざすため、市立検査室から派遣してきた福祉実践教諭などは継続して実施し、地頭勢やNPO等が行う福祉活動についても支援していきます。

地域の「つどいの場」においてで、専門知識を持った人材が「つどいの場」に招き、座談会や介護マ坊の取り組みや研修会などの講習や懇親会を行うなど、広く地域福祉に関する教諭活動が行われるように支援していきます。

また、議院、成年後見制度などの福利厚生の運営を務める計りや、入居院事等の啓発事業などを実施します。最後も入居院事の理解を促進し、差別のない社会をめざすため、人権や生活向上等、日々の福祉問題に対する啓発事業を実施し、一層的な普及を行なうなど、より対象的な事業実現を図っています。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「つどいの森」や福祉事業者等のイベントに参加し、地域社会に対する理解を深め、理解を実践していく。</li> <li>○ 人権尊重し、差別の無い社会にしていくための行動に努める。</li> </ul>
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「つどいの森」等において、各種福祉機関を実験する。</li> <li>○ 各種福利施設に関する研究を実験する。</li> </ul>
団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「つどいの森」等において、各種団体等を実験する。</li> <li>○ 各種福利施設に関する研究を実験する。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種福利施設に関する情報収集と活動支援を行う。</li> <li>○ 管理運営に関する情報の收得と提供、啓発を行い、各種や問題説明と調整の上、効率的かつ実効性を評討する。</li> </ul>

# 第4章 地域福祉活動計画

## ① 基本的な考え方

本計画の策定及び計画の推進にあたり、次の考え方を基本とします。

### (1) 「地域福祉計画」の基本理念・基本目標を共有した実行計画

活動計画は、「地域福祉計画」の基本理念・基本目標に基づき、地域で行われる活動を具体的に推進していくための実行計画です。

### (2) 具体的な活動を明確にし、重点事業化

活動計画では、「地域福祉計画」が示す3つの基本目標に基づいた事業を整理しています。具体的に、だれが、どの活動について、どのようにことを取り組んでいくのかを、この重点事業に盛載します。

- 〔1〕川内すべての住民をつなぐ横断組織の位置と活動の私化
- 〔2〕新たな運営形態や回りごとを抱える人への支援
- 〔3〕協働による地域の見直しや委嘱体制の在り方
- 〔4〕地域福祉過去の変遷化における調査実績と支援体制の再構築
- 〔5〕「ひどいの場」の実情把握

各重点事業については、今までに行ってきた経験やサポーター会議からの意見などをまとめた「想いと課題」を挙げ、過去の歴史と現在の活動計画とのつながりをめぐらしくするために、関連する基盤施設を明記し、「だれが? なぜ?」「何をする?」のが具体的な指針としています。

また、事業を推進するためには、「地域福祉計画」の基本目標や基本施策をまたぐ展開が必要となることから、5つの重点事業が同時に動進しながら進めていくことになります。

なお、重点事業の中で、事業の進捗を行っていく上に、特に監督となる活動に「◎」を記載し、計画の中に毛や先鋒的に取り組みを認めていきます。

注記欄の記述については平成27年度行動指標の名前を記載していきます。

## 活動計画における「5つの重点事業」

### 基本理念

できることからはじめます！ 思いやり・助け合い・につしん幸せまちづくり

### 地域福祉計画

#### 目標 1

地域福祉活動を  
強化しよう！

- (1) 地域の困りごとの相談や情報提供の充実
- (2) 社協の体制の強化
- (3) 防災・防犯と福祉を一体化した地域活動の推進

#### 目標 2

地域福祉活動を  
支援しよう！

- (1) 活動の人材育成の推進
- (2) 地域福祉活動の拠点づくりの推進と支援
- (3) 地域福祉団体・事業者による活動の支援

#### 目標 3

地域福祉活動をつなぎ、  
大きな力に育てよう！

- (1) 古い世代もつなぎ、地域で困りごとを解決するための連携と仕組みづくり
- (2) 市民交流活動の推進と活動への参加促進
- (3) 福祉に関する理解を広げる福祉教育の推進

### 地域福祉活動計画

#### 重点事業 1

市内すべての地域をつなぐ接続組織の設置と活動の拡充

#### 重点事業 2

新たな要支援者層や  
困りごとを抱える人  
への支援

#### 重点事業 3

協働による地域の見  
守り支援体制の充実

#### 重点事業 4

地域福祉活動の安定  
化に向けた情報収集  
と支援体制の再編



#### 重点事業 5

「つどいの場」の開設  
支援



## 【重点事業1】市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

### —現状と課題—

- これまで、11箇にあいて、萬ヶ原山・東越後山の2地区と、白牛東山園・白夷夷山・御岳周辺の3地区を小地域活動モデル地区としで実験を行ってきました。
  - 積極的に自治組織の支援を図っていくために、コミュニケーション施設や防災・防犯情報などの福祉行政以外との連携強化がうなぎとなります。
  - 計画の状況に応じて、地域連携活動を実施する協働組織が始められ、区や自治会等の地盤に密着した自立組織等にむけに、協働組織の方針について理解共有を図っていくことが必要となりました。
  - 課題の肝要は、地元の事情に即して様々です。こうした課題の解決には、連携が必要となる場合は専門性が強くなります。また、長期的な支援が必要な場合もあり、施設的にその課題に専念するオーナーパーソンの負担が増すなります。
  - 地所で運営が必要な場合は、地域に根付いた地盤型コミュニティ(区や自治会等)と活動的を具有するスマート型コミュニティ(NPO等)であり、両組織の連携強化を図ることで、より効率的な活動になっていくと考えられます。
  - 「わたしのまちの生産性」の観点では、「大きさよりもづくりではなく小さくまとらづくり」「自治組織の盛グループ等のつながりがないと感じる」「地域の活動の基点である区町村、白石室の活用を当面避けじめ的に絶対づくるべきである」「小学校区の中での交流を深め、生活の質を高める動向」等がわりました。
- 以上の課題を解決していくため、次の活動を展開していく予定です。
- (1) 令和3年度の構築～地所の相談窓口を設置します～
  - (2) わたしの問題はわたしらの問題～地所課題を共有します～
  - (3) 協働組織の紹介～地所に既に活動組織を紹介します～
  - (4) みんなで活動～地所の活動組織の運営を支援します～
  - (5) つながる通路～小学校区等のネットワークを構築します～

## 一活動内容一

### (1) 支援体制の構築 ～地域の相談窓口を設置します～

地域の中で困りごとを抱える人の支援として、地域をつなぎ、その活動が発展的活動の継続となるよう、地域の垣根を超えた横断的支援組織が必要です。小学校団体はて得た「わたしのまらの遊び会」の基盤から生えてきた地域特性による壁には差があります。市全体を対象とした運動では駆け足で走りながらも、それがどこかで止まってしまうことがあります。そのため、地域においてより古のぬくぬくな支援を行うため、次の取り組みを進めています。

だれが?	何をする?
団体・コミュニティ	区や自治会等と連携しながら、市民相互においても相談窓口を開拓し、また、自らが抱える困りごとを抱える人を相談窓口につなぐ連絡を担つ。
福祉団法人等	各事業所での接觸場面に対する理解を広げ、所にてお地域における行政機関との情報共有や協力体制の構築を行う。また、市民の身近な専門の知識・技術として、可燃祭相談を行じる。
市民	地域のひとりごとの相談窓口となるコミュニティソーシャルワーカー(じらいわ)として「地域にすけあい連絡会」を配置し、情報をつなび、地域問題を解決していくための会議を行う。
行政(総合部会・企画政策部)	総社に関する総合窓口を開拓し、ワンストップサービスの実現を行ふ。「地域にすけあい連絡会」の基盤を支撑するとともに、認定を越えた連携による連絡を行い、虚偽等の防犯網の充実や専門的な支援を行う。

### 《コラム》「地域にすけあい連絡会」(じらいわ)とは…

地域の中には、日々な問題を抱えた人がいます。個人の抱える困りごとをみんなでちえて、小屋・コミュニティや行政と協働し、解決をめざしていくための道徳実践活動を行います。また、道徳実践から抜きむ上がった記録を共有していく地域実践活動として、自治組織や関係者ののみならず医療につながり、地域の力を最大限にしていく取り組みです。

### ④(1) わたしの問題はわたしたちの問題～地域課題を共有します～

「わたしの問題はわたしの問題」などをテーマに、個人の抱える問題を地域の抱える問題として共有していく場には、自治組織会議などにおいて、市民参加による話し合いの場が必要です。地域の話し合いの場となる「住民座談会」を開催していくため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	地域課題を提起する「住民座談会」に積極的に参加し、地域課題を通じて市民相互の理解を深める。
福祉系団体等	所在する地域における「住民座談会」に積極的に参加し、地域課題を共有する。
社団	自治組織会議での希望に応じて「住民座談会」を開催し、地域の課題を整理し、課題解決に向けた活動支援や助言等を行う。
行政(地域福祉課)	「住民座談会」に参加することで、地域課題の調査を行い、全市的な課題に対する太振りの検討や地域活動の支援を行う。

#### 《コラム》みんなで話して、みんなで聞く「住民座談会」とは――

「もう少しメンツが〇〇だったらいいの！」といった、みんなが暮らしていく中で、多かれ少なかれ抱える、ちょっとした困りごとや悩みごとがあります。これらを同じ地域のみなさんで話してみると、ご相所の方が同じ悩みを抱えているかもしれません。更に解決策を持っている人たるや、助け合うために並んでいる人たるがいるかもしれません。こうした話を聞くことは、「住民座談会」をめざすかけあい相談員が開催します。

「住民座談会」は、区や自治会の協力を得て開催することで、お住まちが住んでいるまちの事をみんなで呴き、みんなで熱を出し、活動が日に見える地域で実施します。

友達づくり・健所づくり・活動づくりなど、これからのかっこアツくくりとして、是非、みなさんで話してみませんか。まずは、わたしのまちから。今までよい「まちづくり」をはじめましょう！

### ◎(1) 協働組織の設置 →地域に応じた協働組織を設置します→

地域の活動を活性化するためには、団や自治会のほか、NPOのや小組など、様々な個人・団体等の多面や連携が必要となります。これらの人々をつなげていくためには、地域の状況に応じた協働組織の立ち上げが求められますことから、次の取り組みを進めていきま。

だれが?	何をする?
市民・コミュニティ	NPOのや事業者などの様々な関係先の特徴や性格を理解し、地域の特徴や状況に応じて既存組織の活用や協働組織の立ち上げなどを「地域たすけあい相談員」ととともに、協働組織に対して系統的に進める。
福祉系団体等	コミュニティや協働組織等からの要請に応じて、協働組織への参加や広報等の協力を行う。
行政	区や自治会等に対して、「地域たすけあい相談員」が中心となり、地域の協働組織準備会等の企画立案やモデル要綱の作成、計画後の活動支援など、協働組織の創造に向けてコーディネートを行う。
行政(地域福祉課)	市民に広く地域福祉計画の周知を図り、区や自治会等に、協働組織の必要性や役割などについて理解を広げる。

#### 《コラム》協働組織とは…

地域福祉の推進を図ることを目的に、区長会長やその幹部、老人クラブ・子ども会・民生委員や委員などの、地域で活動するボランティアが集まり、地域活動を推進するための協議や行動を行う組織のこと。現在「南ヶ丘福祉まちづくり協議会」や「御岳福祉まちづくりの会」などが立ち上がり、市民団体の福祉活動をみんなで育えて、活動しています。様々な人が関わることで、多くの知恵や技術が握まり、地域課題の解決に向けた活動を生み出したり、地域で活動をする人たちを決める役割をもつています。

## (4) みんなで活動～地域の協働組織の運営を支援します～

「住民運動会」や寄せ合われた地元課題を他ほかのみんなで解決していくため、震災復興会による活性化の立ち上げや支援の下流、「つどいの会」づくりなど実践的に課題解決に取り組む運営体制づくりのために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	地元課題をみんなで解決するため、団体の役等においてこのまま活動が必要か協議して、ここから活動の協力を実行。また、かるのかなつながりでお互いの見守りや手助けなどを実行。
活性系団入等	地元からの要請に応じて、団体は各自において課題解決に向けた事業への協力を実行。また、行政等と連携し、地域課題を抱える人の把握や支援を行なう。
住民	津田井住会や認定組織の準備会議、定期的な話し合いの場を開催し、市民の誕生日会等の支援を行う。地元課題を解決するためには住民登録の削減をする。
行政(地域課題課)	必要な施設にて活用開コーディネーターの配置を行い、人材育成等の支援を行なう。復旧課題の経済的な運営やさらなる活動の活性化等を実現するため、既存事業の見直しが行われながら、震災復興活動の支援方法について検討する。

### 《コラム》 地元活動って、どうするの

地元に必要な活動を立ち上げていくとき、その活動を広げたいしたい。こんな活動をしてみたいといった、市民からの活動希望の声を集めるために住民説明会のような気軽な声を出せる機会が必要となります。

両ヶ丘の地下駐車場守り隊け、住民説明会の中で「近くでマンションの建設があたり、トラックが増えて、子どもたちが迷惑」との声を立てて、できる人ができる事からはじめようと、活動がはじまりました。

また、震災復興会をつくりの会でも、専門の活動に頭を出さない人がいるなら、アドバイスを相談してみんなの感想をやってはどうかと専門家で磨かれてこれをきっかけに、農作も相談の輪を広げて次の活動がはじまりました。こんな活動がしてみたいと思っている人々をつなげて、組織的お支度の構が広がっています。

## (5) 広がる連携～小学校区単位のネットワークを構築します～

地域活動を推進するためには、災害時だけでなく、日頃から様々な地域と連携や協働する場が必要です。ひとつの地域だけでは解決できない課題を小学校区単位に広げることで、協力者や理解者を多く得り、広域の課題解決に向けた取り組みが進むこともあります。こうした連携を進めていくために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	市に小学校区単位にて設置する「地域たすけあい会議」に参加し、地域課題の共有化や情報交換を行う。
福祉系団体等	必要に応じて「地域たすけあい会議」「地域たすけあい会議連絡会」に参加し、事業や活動の周知・共創と地域との可能性を探を行なう。
社団	広域地域活動の調整機関として、主に小学校区単位に「地域たすけあい会議」を設置する。また、全市域の課題共有や情報交換を行なう「地域たすけあい会議連絡会」を構成する。
行政(地域福祉課)	「地域たすけあい会議連絡会」に参加し、全市的な課題の共有を図り、施設への反映に努める。また、必要に応じて、小学校区単位の「地域たすけあい会議」に参加し、必要な支援・助言等を行う。

### 《コラム》「地域たすけあい会議」とは…

各小学校区をひとつの団体と考え、団体内における、区や自治会の代表者、民生委員・児童委員、老人クラブ会員、子ども会会員、事務所の代表者などで構成される会議を想定しています。(地域によって構成員は異なります)

区や自治会の活動だけではなく、解決できないような課題に対して、小学校区単位の既存組織である家庭教育推進委員会や地域合同総合防災訓練の会議などと連携を行うことや、協働組織が必要な時にに対しては働きかけを行い、動きを進めていきたいです。

## 【重点事業2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

### —現状と課題—

- 生活困難者や障害者、認知症患者など、何らかの要因により、生活のしづらさを抱える人がいます。こうした人のための支援(以下「当事者等」という)が生活上の問題や悩みを解決するためには、権利擁護意識の普及、当事者等への理解促進や社会参加の機会拡大などの支援が必要となります。
- 新たな社会問題のうち、特に注目課題として存在化しやすい問題として、「不登校・むきこもり」や「発達障害や精神障害」「ワーキングプア」「子どもの貧困」などが挙げられます。
- こうした困難を抱える人々の中には、地域の中に活動できる人がいなかったり、だれともつながりがなく孤立化していたりする場合があります。
- 生活困難者の状況としては、うつ病等の精神疾患や発達障害等によるコミュニケーション障害などにより、日常生活其の管理ができなくなったり、仕事が長時間続いていることがあります。
- 「わたしのまちの座談会」の意見には、「認知症の人も安心して暮らせるように」「不登校やむきこもりが多い」「障害者が街に出てこない」「コミュニティフレンドの存在(いつでも戸頭でも向こしなくても良いときはにいるだけの支援者)が必要」「駄と駄の見える関係」等がありました。

以上の課題を解決していくため、次の活動を展開していきます。

- ①(1) 組織設置～相談窓口の設置とネットワークの強化～
- ②(2) 応援啓発～当事者理解に向けた啓発活動～
- (3) 交流活動～当事者活動の支援～
- (4) 個別支援～社会参画に向けた支援の基盤～

## 一活動内容一

### ◎(1) 相談窓口の設置とネットワークの強化～

当事者等が抱負で相談することができ、孤立化しないためには、支援者によるアワトリーテーブルを行うとともに、当事者等が抱負した全ての機会開催を図られ、それはまた協同につながるような開拓・拡張の連携が必要であるため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	当事者等が、気軽に相談ができるよう、既存の団体活動等において相談窓口の周知や紹介に努める。
福祉系団体	個別に開くネットワークを強化するため、協議会や研修会に積極的に参加し、情報共有を図る。また、事業等に特徴ある当事者たる経験を限っていと感念に、積極的に専門的連携等につなげる。
社会	他施設等に開設する窓口や他は繋がりなくネットワークの構築を目指すとともに、地元行政の見直しを図っていく尼崎市内に重点的に連携会や交流会等を開催する。
行政(地域福祉課・介護福祉課・子育て支援課・児童課・生涯学堂課・移住課・福祉政策課・税金課)	行政組織の階層的な方針を調査し、福祉に関する担当部署窓口を行き来する。また、福祉・被扶・被鳥・医療・保健などの専門機関による横断的取組体制の構築・運営のための連携・アライアンス等を開拓する。

### 《こつま》尼崎福祉都市の取り組み

尼崎市バージナル・サポート・サービス・モデル事業は、協会等主導のもと、生活面での不況等から家庭内暴力を受けられない人を対象に、それぞれ異性が同性の親戚以外の生徒に贈り物を持って「おせっかん」をすることを運営の基本としています。尼崎市では、市民生活相談室が担当となり、福祉・就労・就学・医療・扶助・入浴等の専門部門、社会・民生部門、不動産会社等の専門機関がつながり、自立した社会をめざして支援を行っています。こうした様々な問題を抱える相談者に対応するため、地域全体の網羅機能のネットワークを発展させることをめざす事が、モデル町に実施されました。『一人ひとり、取りこぼすことのない包摵する連携みらいの実現』を目指として、多層階級や戸内行動、被介護者等の複数な取り組みが行われています。

### ④(1) 対応啓発～当事者理解に向けた啓発活動～

介護障害や高次認能障害、痴呆などの障害のある人や同かしらの生活のしつらを理解している人、苦因やひきこもり、孤立死などの課題解決に向けた意識を高めるために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	新たな社会問題を積極的に学び、自分たちの問題として関心を持ち続ける。可能な範囲で、新たな社会問題に対する講習会や研修に参加する。
福祉系大学等	事業等に関係する当事者等に、必要な情報提供や周知啓発を行う。必要に応じて講習会や研修に参加する。
社団	市の若発事業に協力し、新たな社会問題の理解や活動を広げていくため、市民に向けて講習会やセミナーを開催する。
行政・地域福祉課	新たな社会問題について理解を広げるために広報啓発を行うとともに、社協と連携し当事者の困りの相談支援や当事者の理解や支援に向けた講習会やセミナーなどを企画する。

#### 《コラム》東海市社協のひきこもり支援

愛知県内では、東海市において、医療制度の民間となっている不登校ひきこもり支援事業を検討し、平成21年度から市が常時型相談窓口「はなとプラザ」を開設し、社協に運営を実施して実施しています。ひきこもり状態や不登校で悩んでいる本人や家族の相談を行なうとともに、一人ひとりが自分のペースで、自分を大切にできるような居場所を利用者と共につくっています。

## (1) 交流活動～当事者活動の支援～

当事者等が自己と社会との連絡のいく上で、困難を抱える当事者の周辺が、情緒に流れのでなる様は、お互いを支え合い、日常生活の重複や社会性を許さずきつかりとなるほど、次の一步を踏み出すための大いなる力となることから、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・ひきだしティ	当事者等が自己的に活動できるよう、地域において情報収集の向上を図る。また、当事者等が気軽に立ち寄れる居場所づくりについて支え・協力する。
福祉派遣入浴	介護施設等の連携に応じて、当事者等に対する専門的な支援や専門的見聞からの助言等を行う。
相談	当事者等の理解を深めながら、活動場所の提供や個別的な活動組織の立ち上げや居場所の整備・運営等を支援する。また、当中的活動を実現する支援者の育成を行う。
再起・障害福祉計画	特別認定や各種給付金の説明を基づくとともに、当事者の活動組織や懇親会の面倒・運営等に対して、活動場所の提供や助言に寄じた支援、助言等を行う。

### 《コラム》 当時役場福祉ボランティアブルーツ「すばら」

平成23年夏に社協が開催した「福井市通福祉ボランティア福島」から発音を取り、平成23年4月からフリーースペース「すばら」を実現しています。

ここでの朝のある日たちの懇親会づくり界隈にて、お茶を飲みながらゆったりとした時間過ごす中で、外に出かけることが好きなことが居手の人気声が多くなり、「懇親会づくり」が取り組まれています。

#### (4) 個別支援→社会参加に向けた支援の提供→

当市高齢者の課題を抱えた人が社会参加した後に、更なるいや生活実験等のなかで、就労等の生活要望の実現が必要です。当市高齢者が継続した就労をめざし、個別した社会生活を満喫するように洋服型の交換や生活訓練等を行っていくため、次の取り組みを講じてまいります。

それが？	何をやる？
市民・コミュニティ	施設高齢者に対する援助を受けるとともに、日常生活の見直しや活動から身に着いた生活のやうに協力する。
福祉系法人等	就労移行支援や就労継続支援の事業所等において、障害の特徴や状態に応じた支援を行う。また、当事者等の就労進路支援のために可能な限りのを行う。
社会	社会福祉に向けて、生活福祉資金の交付など、必要な活動や仕事を行う。
行政(地域福祉課)	生活困窮者自立支援事業を実施し、生活支援に努め実施する。また、中間的就労を含む就労支援事業の可能な支援について諮詢を行う。

#### 《コラム》生活困窮者自立支援方に聞くと…

金銭管理がうまくできない、介護が長続きしないなどの、生活不確実に対する「第2のセーフティーネット」が極めてあります。相談者の目など尊嚴の確保や要援を図じた「自尊に姿を立てる」精神の講じさせて実感されました。

自立支援事業者は、個別の支援内容を踏み、私的支援アワトリーナーを中心とした専門の組織を構成されておられとして、生活や就労に関する支援等を記載し、ワンストップ型の行動計画として、問題とサービスの観点として機能していなさず。また、住宅等の支援や介護支援等の日々の支援を図るために、各家庭内にその状況に応じた支援を行っていなれています。

## 【重点事業3】協働による地域の見守り支援体制の充実

### —現状と課題—

- 防災活動においてより問題提起される課題は、地元のリバーベの市民が対応となる「災害時の地域のつながり」です。南海トラフ地震による被害予測などが出されており、防災宣言に対しては地域全体でまとめていく必要がございます。
  - 防災活動に関しては、市民の中での意識も薄らいでおり、日々の防災的体験は薄しくても、災害時ということでの防災活動への意識はも近く、協力も薄られやすい状況がございます。
  - 地域においては、いざというためだけに認知症高齢者預かり照会連絡や防災訓練などが行われています。いざというときに、地域の中の多くの老人・高齢・障がい者の協力が必要となります。
  - 防災活動に隣町以外にも、近隣や市内住民、高齢者や子どもたちの県外の方など、地域で様々な見守り活動がまちられます。このように、市民がぐるぐる範囲で地域と繋がり続けていくための住みづくりが非常にあります。
  - 本市の市民活動支援としては、生涯学習人材講師『まちかどネットワーク』事業や市民自治活動支援の公募情報である「にぎわい交流館」があります。また、ボランティア支援として社説が運営する「ボランティアセンター」があるのですが、運営した取り組みが豊富な状況です。
  - 「わたしがおもな生放送」の感想には、「消防団は見守り担当の問題がある」「盆下灯時の行進のやさしさ」「豪雨の降る中で発進と戻る」「どちらかホームやほつわカフェなど「つどいの場」に出てこられる若い人がいる配ひきにもう、高ひき等」「D.V.、虐待等の見守り」等があります。
- 以上の課題を解決していくため、次の活動を展開していく予定です。
- (1) まちかどづくり～人に近頃を語ります～
  - (2) 能力作製～見守り活動を熟练し、標準化します～
  - (3) 見守り強化～見守り活動を広げていきます～
  - (4) 地域情連携～活動分野を幅広く連絡会や交流会などを実施します～
  - (5) 活動運営～市民活動の支援に際の連携を強化します～

## 一活動内容一

### ◎(II) きっかけづくり　～人材育成を進めます～

地域の市に馴染みのある団体があります。また、同じ地域で暮らす人が互いを思いやり、それそのための交流の中でも支え合い、見守り合う活動が重要なとなっています。日常生活や様々な見物の中に見守り等の方法の学習を経ら、活動を効率化していくために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	複数組織間での目的を知り、課題共有や連携を図るために、個々のお色好み等に積極的に参加する。
権利をもつ人等	地域の見守り活動と積極的に連携を行うとともに、季節に応じる課題等に積極的に参加する。
社交	見守り活動を行う団体をつなげ、情報を広げることで、見守り活動の多様化をめざす。見守り活動を行う人の専門のために、市民活動のきっかけづくりの場である「まちの守り人会議場」等でボランティアセンターにおいて企画実施する。また、会議への支持を行ふ。
行政（地域福祉課）	庁舎において「まちの守り人会議場」等の開催・啓発を図る。また、見守り活動を行うために必要な支援を行う。

### 《コラム》市のまちの守りの見守り活動について

自主防犯・認定グループや自治会見守り等のグループ活動、実地症ワーカー、子ども・10の色のマチなどの個人や企業・団体の活動など、活動のけん引らん方は様々です。また、日常生活の中の活動が、ちょっと気力を貰えると立派な見守り活動になることもあります。山久山地区では「大分の会」が大の初心者にかけて、地域の見守り活動を行ななどの取り組みが行われています。

## (1) 権力体制～見守り活動を啓発し、理解を広げます～

地域において安心して生活していくためには、多くの個人・団体・団体が見守り活動について理解・協力してもらわなければなりません。また、日常生活の中で隣地の状況をうかがうための見守り活動を進化し、駄菓子・幼稚・交通安全・子ども11点钟・駄菓子屋の看板改修運動や駄菓子跡などの活動に多くの人が取り組んでいます。地区的の店舗等に見守り活動への協力を促すため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をやる？
市民・コミュニティ	見守り活動を理解し、信頼的に運営・活動への取り組む。
増田幹也大作	駄菓子屋への取扱い調査や、認知症見守り支援の各種など、他市において活動する見守り活動に関する事業に協力する。
社長	住民説明会等において、見守り活動の内容等に従事な見守り支援に専念する講習会を行なう。
行政(危機管理課・生活安全課・市内介護課・地域活性課)	様々な見守り活動への理解や協力を呼びかけていくため、必要な情報収集を行う。また、見守り活動の経験による意見交換や助言等を行う。

### 《コラム》認知症やさしいネットに「しん健配はシステム」(伊藤さの) ネットワークの構造について

日進市では、駄菓子の販売行為不規範にひっかく場合に備え、その行為不規範の証拠や用意などを電子メールやファクスメールにて送信し、多くの方に協力を呼びかけたシステムを構築しています。

行為不規範の検針発信は、ご近所などからの依頼に応じて、認知症リポーターへ收録確認した者や福祉関係部門など、あらかじめメールアドレスやファクス番号をご登録いたいた人に専門に配信していくのです。

一人でも多くの協力を図り、安心な地域づくりをめざしています。

## (1) 見守り強化～見守り活動を広げていきます～

個別支援が必要な団体や地域から孤立している世帯などに対し、家族等の承認を得た上で、定期的な戸別訪問や「つどいの会」を実施し、ゆるやかな見守り活動として、見守る人も見守られる人も、お互いが安心できる範囲で活動してきらうにするために、次の取り組みを始めています。

だれが？	何をする？
市長・コミュニティ	地域の活動で知り得た情報と、本人や家族等の状況を得た上で、地域や行政機関等との情報共有を行う。また、「つどいの会」等を実施し、ゆるやかな見守り活動を行う。
消防系巡回員	事業に携わる人で、地域で見守り支援がおこなわれるに、本人の内情を得た上で、行政や地元の協議会等につながり、見守り活動に協力をする。
社員	見守り活動を広く開始し、活動に対する理解や取り組みの推進に向けた動向を行なう。また、地域での戸別訪問等の実績に対する助言等を行う。
行政（老若管理制度・地域福祉課・介護課）	災害時等による地域支援制度を広め啓発する。また、必要な時に、医療機関等による情報共有に助言等を行う。さらに、見守り活動に対する理解を深めるために、定期的会議を行なう。

### 《コラム》見守り訪問活動

いざというときには、地域に住む人がお互いのことを知っておくことで、大きな助け合いの力が生まれます。

市立さぬき保健センターによる赤ちゃん訪問や高齢者世帯への定期的見守り訪問活動のように、戸別訪問を行うには対象者の個人情報に対する取り扱いの基準が求められます。日高市老若管理制度課では、委託を受けた法人が、地域医療介護連携に同様に取り組むことで、地域の見守りの幅を広げています。

地域の中で見守り活動を行うと、見守る側と見守られる側という一方的では珍しくなりやすい面もありますが、自己心を悟れないようは、ともに見える地域づくりをめざして、負けられ上手な人を増やしていくことが大切なのではないでしょうか。

#### (4) 多機能連携 ~活動分野を超えた連絡会や交説会を実施します~

市内で福祉事業を行う事業者が、新たな事業開拓機会のきっかけづくりや事業計画に向けて、障害・高齢者・高齢者などの分野を超えた連携の関係を構築する取り組み。また、地域の福祉事業者が市民の多様なニーズの個別担当として活動するために、次の取組みを進めていきます。

だけが？	何をする？
市民・消費者ニティ	地域の福祉系法人等に相談をつなげ、組織運営についての座談会を実施する。
福祉系法人等	市民の多様な専門の相談課題に対して、行政・社団と連携し、業者との情報交換に対する支援を行う。また、活動分野を超えた連絡会や交説会によりし、情報的・育成的・技術的・連携のための会議や連絡会を開催する。
行政	連携分野における必要な支援組織として、分野を超えた事業所をつないでいくため、必要な情報共有や連携のあり方等を検討する連絡会や交説会を開催する。
行政(福祉連絡会)	児童・障害者・高齢者などの部屋を超えた連携体制の構築を行うとともに、連絡会が緊急に参加し、必要な情報提供や支援を行う。 地域の福祉系法人等の専門家相談会議についての周知や紹介を行う。

#### （コラム）多機能連携会の役割とは…

行政において福祉専門機関が整備され、福祉専門の問題専門の連携協議を行っていきますが、地域の福祉系法人等においても、市民の多様な連携協議となり、行政・社団との連携が求められています。

専門的な連携協議につながる結果は様々で、高齢者の情報収集に精通していた事務に障害のある人がいるなど、個別の連携協議を越える場合も少なくあります。そのため、児童・障害者・高齢者などの分野を超えた事業者間の連携協議を図り、顔の見える関係をつくりが重要です。こうした連携協議の中でも、専門的連携を生みた連携に利の情報を持たせています。

## (5) 活動連携～市民活動の支援体制の連携を強化します～

NPPO・ボランティア・大学等の教職機関やその学生などの市民活動団体会員は多いことから、それらの支援事での情報網がより活性化が進展できることが必要です。日頃からにぎわい交流センター・市民活動センターとボランティアセンター等がつなぎりを持つ、情報交換やデータの共有化に努めていく必要があります。そこで、それらの団体や組織が連携を実現することで、情報効率化・活性化を光輝てなるようするため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	なにをする？
市民・コミュニティ	市民活動に取り組む団体の取り扱いについて、支援や行政等との討議を行い、様々な問題意識とのより良い接觸を多く。
福祉系団体	事業所の場所を定めし、市民活動に対する理解と協力を図る。
社説	現地行動の公明の市民活動のきっかけづくりとして、吉原ボランティア施設講座を開催するなど、ボランティアセンター機関の公明を開く。また、にぎわい交流センター・市民活動センター等と定期的連携開催を行います。
行政(市民協働課)	関係機関との連携を進め、市民活動をつなげるコーディネーターの機能強化・支援に創づくを図る。

### 《コラム》市民活動センターとボランティアセンターの連携

市民活動センターは、活動する市民活動団体をサポートするために「スキルアップ講座」や「社会貢献活動推進セミナー」を行い、市民が活動を知り、支えてくる判断をめざしています。

また、計画ボランティアセンターは、ボランティアの専門性・自主性・社会性に基づいた交換を行い、技術のニーズに合ったボランティア相談会を企画・実施して人材を育成し、ボランティア規範による活動の規範・活性を行っています。

両センターが連携して、活動のきっかけ作りと継続した支援を行っており、少林寺市民活動の推進をめざしていきたいと思います。

## 【重点事業4】地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の再編

### — 課題と課題 —

- 現在く市民活動を支援していくため、人材・資金・臓器などの情報を一元的に開示し、活動を行なへる者や協力する人が必要な情報収集に困るとさに入手するシステムづくりが必要です。
- ボランティア活動も市民活動の一つであり、市民活動を実施する団体との連携や派遣専門の団体員などボランティアセンターの取り組みが重要になります。
- 情報収集や社会の河原に向けて、派遣では企業も社会を構成する一員との観点から、企業の社会的責任(ESR)という観点が取り入れられています。これは、組織活動が社会へ与える影響に責任を持ち、引言問題などとの関連性を重視しながら果たす社会的責任といつれ、より幅広い社会に配慮した活動行動を行うことが求められています。
- 市民のみならず二ースに対して、高齢市民、旧民活動団体、企業、行政等が、それぞれの分野においてそれを行なうどのような取り組みができるのかを検討していく必要があります。
- 「わたしのまちの公論会」の意見には、「ボランティアを増やすための施策」「学生ボランティアと地域との連携」「資金力不足」「空気が毎日立派でない」「現住市民がむづておられる具体的な事例を生じし公民を市庁舎で超過して行う」「市民に社会問題を提起して関心を高めることが第一」「交渋のやりが良くなり」「生活便利化」として便利に切っていける方もいる。「生活圏内でも活動に困ることが多い」等があります。

以上の課題を解決していくため、次の活動を展開していく予定です。

- ◎(1) 人材データベース～地図の人材登録作～
- (2) 資金データベース～助成金等の情報収集～
- (3) 宿泊データベース～宿泊等での愁訴づくりを支援～
- ◎(4) 活動支援体制の充実～もとす荷物運送やボランティア団体の育成～

## 一活動内容

### ◎(1) 人材データベース～地域の人材を紹介～

市民との協働を進めるため、ボランティアセンター等に窓口の交流都市（活動センター）などに登録している個人の団体、団体の大学で活動するボランティアサーフル等、それぞれの個人や団体がその活動内容や活動地、活動日程等、強みは活動情報を取得する人材データベースを構築し、その有効な活用方法を実践していくために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	なぜる？
市民・コミュニティ	自分が得意なことや協力できる活動などの情報を人材データベースに登録し、活動団体への働きかけを促し、活動情報があれば協力する。
福祉系団体	事業所で協力可能な人材の情報を人材データベースに登録し、活動情報があれば協力をする。
住民	ボランティアセンターが中立とあって、幅広い市民活動の情報収集とめに入材データベース登録し、ホームページからリーシャルネットワークサービスを活用した連携活動の提携を行う。
行政（地域振興課・市交運支署・生涯学習課）	関係する部署や関係団体に協力を頼し、人材データベースについて周知啓発を行なう。また、人材データベース登録の際な実行を評議する。

### 《コラム》人材データベースの活用方法

今まででは、団体人材の紹介を主とした「まちかどネットワーク」や活動を行っていみ園寺寺からニーズを聞き取り、ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動のマッチングを行なっていました。活動の狙いとして、より幅広く人材の利用をかけて、多様な市民活動の充進を図るために、団体組織からの依頼だけではなく、お預かりする団体名などの個人からの依頼に対して 対応できるようボランティアセンターの機能強化が求められます。

## (1) 資金データベース～助成金等の情報を提供～

全国の財團法人等による活動助成事業や行政・社団で行う懇親・助成事業、ボランティア団体に対する補助制度などがあります。これらの資金を管理する団体等に対して、助成金等に関する様々な情報を提供していくために、次の取り組みを進めています。

だれが？	何をする？
市民・団体会員ニティ	赤い羽根共同募金や社団会費など、私達を目的としたお金や寄付等に可能な範囲の尽力を行う。
福祉系法人等	企業の社会貢献責任を担う活動として、地域活性への貢献、寄付等、可能な範囲の協力をを行う。
団体会員	ボランティアセンターにおいて、様々な助成事業等の情報提供を行うとともに、赤い羽根共同募金等の支援を地域福祉活動に活用する。また、有協会や委託団とした場合には助成申請を受付して行う。
市民団体会員（会員）	地域活動が安定的に行われるため必要な支援について扶助する。

### 《コラム》活動資金データベースの活用方法

名古屋市には、後援団・計画市民活動補助金や公認型助成事業の支援など多くの市民福祉活動団体が登録されています。また、社団では、赤い羽根共同募金の金を活用した時は活動助成事業などして、公認団体に対して、プレゼンテーションによる助成割合があります。この様々な市民活動を支援する統合型データベース化することで、新たな活動をはじめたい団体に対して、活動を具体化するための手帳になるとおもえられます。

民間助成金等の情報については、愛知県社会福祉協議会ボランティアセンターのホームページ<http://naichive.jp/youth.html>で得ることができます。

## (1) 空家データベース～空家等での拠点づくりを支援～

定期的に地域活動を行うためには拠点の確保が必要です。公共施設も活動拠点のひとつですが、スペースには限りがあることから、地域にある空家等を活用できるよう必要な情報をまとめ、地域活動をマッチングしていくため、次の取り組みを進めていきます。

だれが?	何をする?
市民・コミュニティ	空家等の情報提供を行い、利用の希望がある場合に可能な範囲で協力する。
福祉系団体等	施設の空スペース等の情報提供を行い、地域から利用の希望がある場合に可能な範囲で協力する。
社団	管理する施設の利用方法等を見直し、市民活動における利便性の向上を図る。また、地域の施設状況を把握し、地域活動を行っている団体や市民に情報提供を行う。
行政(地域福祉課・都市計画課)	所有者等との連絡調整を行い、空家等に関する情報を集約し、利活用できる空家等の情報を提供するシステムづくりを行おう。また、公共施設の利便性の向上に努める。

### 《コラム》空家データベースとは…

空家等を活用した施設などを概観するため、市内の空家等の情報を一元管理し、検索・逐次追加・削除などを行う取り組みを指します。

空家等の完結検査などを行うことで空家データベースを構築し、定住化のための指導・促進や地域活性及び地域コミュニティの維持につながる施策を行う場として提供可能な空家等の情報を貯約していきます。

東山地区で展開している「暮らしへホーム」が、空家等を利活用した「つどいの場」として地域コミュニティに活用されています。

### ⑤(4) 移動支援体制の充実～福祉有償運送やボランティア輸送の育成～

移動に困難を抱える人が地域の様々な活動場に参加しやすくなるように、福祉有償運送やボランティア輸送を行うNPOの法人等の機関を支援していくことで、移動に困難を抱える人が施設との交流を図ることができるように取り組んでいくため、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・団体会員等	支援可能な地域社会を構築するため、地域のボランティア活動や民間サービスを積極的に利用する。
福祉系法人等	事業における送迎や福祉荷物等、ボランティア輸送などの実績に貢献する。
組織	移動に関する活動をしたい人に適切な情報提供を行う。 運動情報の传递の促進的保証を行ふ。 事業における送迎や福祉荷物輸送やボランティア輸送などの実績に貢献する。
市町村財政会計課・建設課企画課	公共交通機関の見直しが図るとともに、福祉有償運送やボランティア輸送を実現する事例等の運営等に寄与する。

#### 《コラム》 福祉有償運送やボランティア輸送とは…

福祉有償運送は、タクシー等の公共交通機関によって料金が定められ、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが提供できないと認められる場合に、NPOの法人、公益法人、社会福祉法人など、普通とは認められない範囲の力量によって、乗車定員1人未満の場合は自動車を貸して企業に対して行うドア・ツー・ドアの動物輸送サービスをいい。この福祉有償運送を行う場合には、運輸支局長等に登録をもらう必要があります。

また、ボランティア輸送とは、福利厚生における虐待又は誤用を警しない輸送の意味のことで、主に黒崎ボランティアや県民扶助による巡回活動やファミリーサポートセンターによる巡回活動などが対象となります。

## 【重点事業5】「つどいの場」の開設支援

### —現状と課題—

- 地域において、高齢となつても身体的・精神的に健康で自立した生活ができるよう、地域内で互いの顔が見える関係づくりの場として、これまで様々な「つどいの場」が行われています。
- 「ふれあい・いきいきサロン」は、ボランティアが市民の内容をもとに、懇親会や体操教室などの様々な行事を行っています。しかし、スタッフの高齢化や他の地域にサロンを広げていくためには、サロンを支えるボランティア造成が課題となっています。
- 「はっとカフェ」「はっとホーム」は、居候所などを利用した地域の喫茶スペースとして、地域の中で交流を図る場を作り出しています。地域にてて行事や講座を行うなど、様々な内容の交流事業が行われていますが、活動に対するより適切な支援方法について検討が必要です。
- 本計画の「つどいの場」とは、上記のような地域の「つながり」が生じれる場のすべてを指しています。地域にある様々な居候所が「つどいの場」であり、市民が自分にあった居候所を選び参加することで、地域の中での新たなつながりが生まれます。
- 「わたしのまちの座談会」からの意見として、「市民（自治会員）が地区から入居者が多く、地域への根付が強い」「地区内の高齢化が進み、市民個々のコミュニケーションが本当に少なくなっている」「世代間の交流や、地域や団地内でも交流がなくて困っている」「気軽に利用できるたまご場が欲しい」とあります。

以上の課題を解決していくため、次の活動を展開していきます。

- ◎(1) 出会いの場づくり～「つどいの場」の開設を実現します～
  - (2) まなびの場づくり～地域課題を共有します～(角島)
  - (3) 隅島の場づくり～地域に応じた協働組織を創造します～(再発)
  - (4) 隅島の場づくり～地域の協働組織の運営を支援します～(角島)
  - (5) 継続の場づくり～運営が継続されるよう支援します～

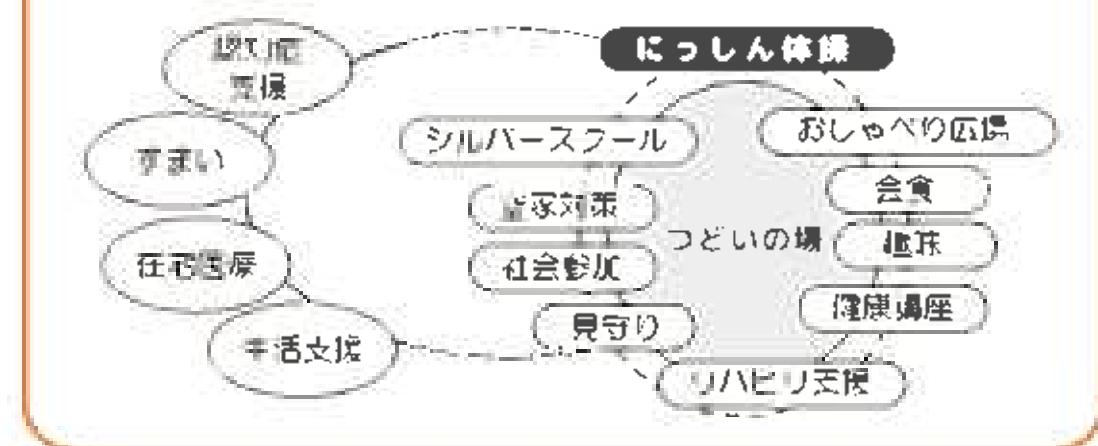
## 一活動内容一

### ◎(1) 出会いの場づくり～「つどいの場」の開設を支援します～

「つどいの場」を全国各地で歩いて行ける巡回に問い合わせ、「つどいの場」を通じて、健康新規や余暇活動等の各種多様な場を作ることにより、利害や立場などを超えて市民がまとまる「つどいの場」づくりを促進していくため、次の取組みを進めています。

だれが?	何をする?
市民・コミュニティ	様々な福祉活動に積極的に参加する。 地域の「つどいの場」を立ち上げるため、勉強会に参加するなど可能な協力を図る。
福祉系団体等	「つどいの場」の目的を理解し、空きスペースの提供や専門的な現地からの助言など、可能な協力を図る。
社団	「つどいの場」の必要性を周知啓発する。また、「住民説明会」を活用し、協働組織の開設を希望する地域に対して、開設及び運営の支援や情報提供など、可能な支援を行う。
行政(地域福祉課・健康課)	「つどいの場」が安定的に運営できるよう、既存の事業等の見直しや運営の方針を討議し、広報啓発を行う。また、健康新規などをきっかけとした、「つどいの場」づくりを保健センター・社団・生活支援コーディネーター・市民・コミュニティと連携して開拓する。

《コラム》にまぶしん体操をきっかけに「つどいの場」づくり  
色々なきっかけが積み重なる「つどいの場」を生み出します。



## (1) まなびの場づくり～地域課題を共有します～(再掲)

「わたしの問題はわたしらの問題」などをテーマに、個人の見える問題を地域に存在する問題として共有していくために、自治組織単位などにおいて、市民参加による話し合いの場が必要です。地域の話し合いの場となる「住民座談会」を開催していくため、次の取り組みを進めていきます。

だれが?	何をする?
市民・コミュニティ	地域課題を提起する「住民座談会」に積極的に参加し、その課題を通じて山梨県の理解を深める。
福祉系団体等	所管する地域における「住民座談会」に積極的に参加し、地域課題を共有する。
社団	自治組織単位での希望に応じて「住民座談会」を開催し、地域の課題を整理し、課題解決に向けた活動支援や助言等を行う。
行政(地域福祉課)	「住民座談会」に参加することで、地域課題の集約を行い、全市的な課題に対する支援策の検討や地域活動の支援を行う。

### 《コラム》 地域に必要な「つどいの場」とは…

「住民座談会」から、「地域の中で交流する場がない」「頭の見える関係が薄れてきた」という声が多く寄せられました。こうした課題を解決する活動として、地域の集会所や公民館を利用した「ふれあい・いきいきサウン」や「ほっとカフェ」などを聞いてみてはいかがでしょう。参加者は車にお出でではなく、満足した一人ひとりが主役となって自分たちが作る「つどいの場」で、人と会い、話し、笑い、いろいろなプログラムによる楽しい時間を過ごすことができます。また、参加者の駆け足が見えることでゆるやかな見守り活動にもなり、みんなが活していったことが新たな地域課題の発見につながるかもしれません。

## (1) 地域の協働づくり～地域に応じた協働組織を設置します～(再掲)

他の活動を活性化するために、区や自治会のほか、NPOや事業者など、様々な団体・機関・団体等の企画や連携が必要となりますが、これらの人々をつないでいくためには、地域の状況に応じた協働組織の立ち上げが求められます。ことから、次の取り組みを進めていきます。

だれが?	何をする?
市民・コミュニティ	NPOや事業者などの様々な運営先の特徴や性格を理解し、地域の特徴や状況に応じて既存組織の活用や新たな組織の立ち上げなどを「地域たすけあい相談員」というとともに、協働組織に対して継続的に支援する。
福祉系団体等	コミュニティや協働組織等からの要請に応じて、協働組織への参加や広報等の協力を行う。
行政	区や自治会等に対して、「地域たすけあい相談員」が中心となり、地域の協働組織準備会等の企画立案やモデル要綱の作成、担当後の活動支援など、協働組織の創造に向けてコーディネートを行う。
行政(地域福祉課)	市民に広く地域福祉計画の周知を図り、区や自治会等に、協働組織の必要性や役割などについて理解を広げる。

### 《コラム》「つどいの場」開催に向けて…

地域で「つどいの場」を開催するためには、みんなに集まって暮らす場所・運営する人・必要な備品等の経費が必要になります。これら、開催に向けた「望」となる条件を、少しでも解消しやすくするためにには、組織的な支援が必要となります。

協働組織のみんなで協議することで、自治組織と頸会所等の利用や資金援助に関する交渉、回覧板などを活用した人材の募集や資金などの貯蓄活動を効率的に実施することができます。

地域福祉まちづくりの会では、社協からの補助金を活用しながら、地域活動を行う人や老人クラブ・子ども会・自治会役員等が費用としては協議の場に参加し、お互いの活動を理解することで、みんなで安心安全なまちづくりを進めています。

#### (4) 協働の場づくり～地域の協働組織の運営を支援します～(再掲)

「住民運動会」で寄せられた地元課題を他ほかのみんなで解決していくため、実務訓練等による活性の立ち上げや支援の方法、「つどいの場」づくりなど総合的に課題解決に取り組むる運営体制づくりのため、次の取り組みを進めています。

だれが?	何をする?
市民・コミュニティ	地元課題をみんなで解決するため、周囲の状況等においてこのままで活動が必要か協議して、ここから活動の盛りを行う。また、かるかなかながりでお互いの見守りや手助けなどをう。
活性系流入等	地元からの要請に応じて、周囲は弱団において課題解決に向けた事業への協力をう。また、行事等と連携し、地域課題を抱える人の把握や支援を行なう。
社長	洋日元が会や認定組織の準備立場、定期的な話し合いの場を開催し、市民の誕生日会等の支援を行う。地元課題を解決するための必要な人材の育成を行う。
行政(地域課題課)	必要な感じでト透え度コーディネーターの配置を行い、人材育成等の支援を行なう。協働組織の経済的な運営やさらなる活動の活性化等を目的るために、既存事業の開拓しつつ開拓ながら、協働組織活動の支援方法について検討する。

#### 《コラム》地域活動をみんなで変えるために――

協働組織を運営する一員として、「つどいの場」への協力者の存在は欠かせません。地元で地元を解決する場として、また、地元活動をはじめるための起動場として、「つどいの場」の作り手は非常にわれたります。このため、自ら組織と連携して、「つどいの場」の役割を地元に理解してもらい、地元のみんなでその運営を団結的におこしていくことが求められまり。だれもが参加でき、たれがが継続できる活動の「つどいの場」であると言えます。

また、ボランティアセンターの火種として、ほぐねボランティアニーズに対するコーディネートが荔の森で、市民がお城山により開け「つどいの場」を運営していくようになりますために、ボランティアセンターによる助成支援や情報収集等を行なっています。

### (5) 健康の場づくり～運営が確立されるよう支援します～

だけでも参加できる「つどいの場」は、地域に属する見えない隠れをひくり、ちょっとした包みごとを動かす見える隠れづくりをめざします。今春は厚生省で「つどいの場」が物がたりあり、「つどいの場」に決まった形はないけれども、地域の状況や時代の変化に応じて、形をなしながらも実際に「出会いの場」が組み込まれるたために、次の取り組みを進めていきます。

だれが？	何をやる？
市民・コミュニティ	ときには運営者として、ときには参加者として、ほらかの形で「つどいの場」に携わる。また、ゆるやかにつながりでお互いの見守りや手助けを行う。
福祉系団体等	生活支援コーディネーターと連携し、地域の「つどいの場」を把握し、必要に応じた食事や医療を行なう。
社説	「まちの元気人講座」やボランティア講師選考などにおいて、地域のキーパーソンとなる人材育成を行なう。また、社会貢献の地図作成として、「つどいの場」の活動場の調査を行なう。
行政（地域福祉課・保健課）	必要に応じた生活支援コーディネーターの派遣を行う。「つどいの場」の取り組みなどに必要な監修する。既存の事業を見直しながら、人材育成等の場は支援を行う。さらなる相談の自主的な活動の活性化を図る。

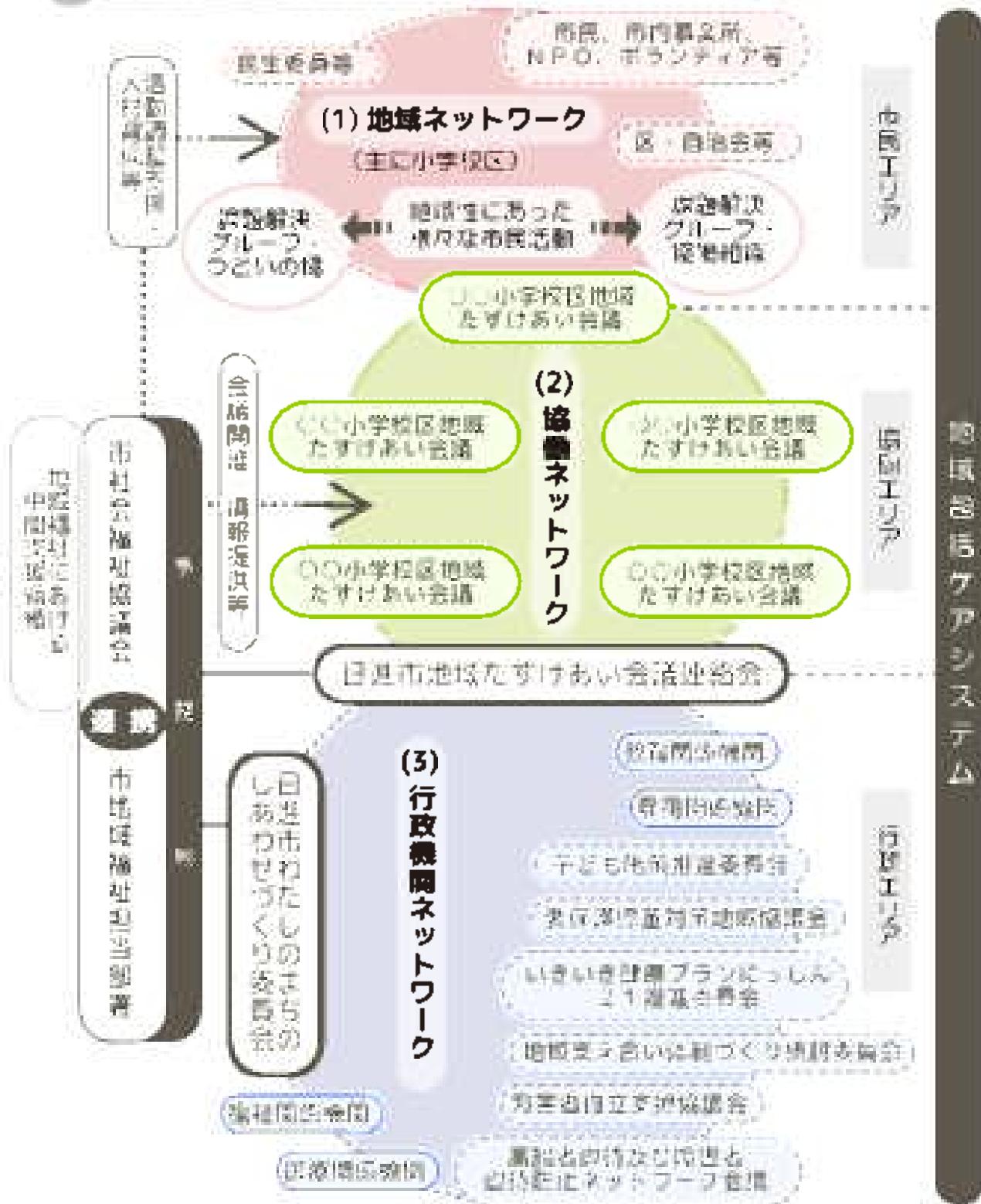
#### 《コラム》「つどいの場」への入門方法

現在も、「つどいの場」には多くの人が向かい、様々な地域活動につながっています。「つどいの場」で行われる活動は、厚生省による健康チェックや厚生省協定による介護予防・健康づくり、地域支援共同センターによる講座や答言物語の講話、地域における方が議論となって行なう講義・懇親会など、様々な支援内容があります。

地域の特色を生かした「つどいの場」にむじて、仲間な人材を育成・派遣できるよう仕組みづくりや事業の運営を実施したいと考えます。

# 第5章 計画の推進

## 1 今後の推進体制



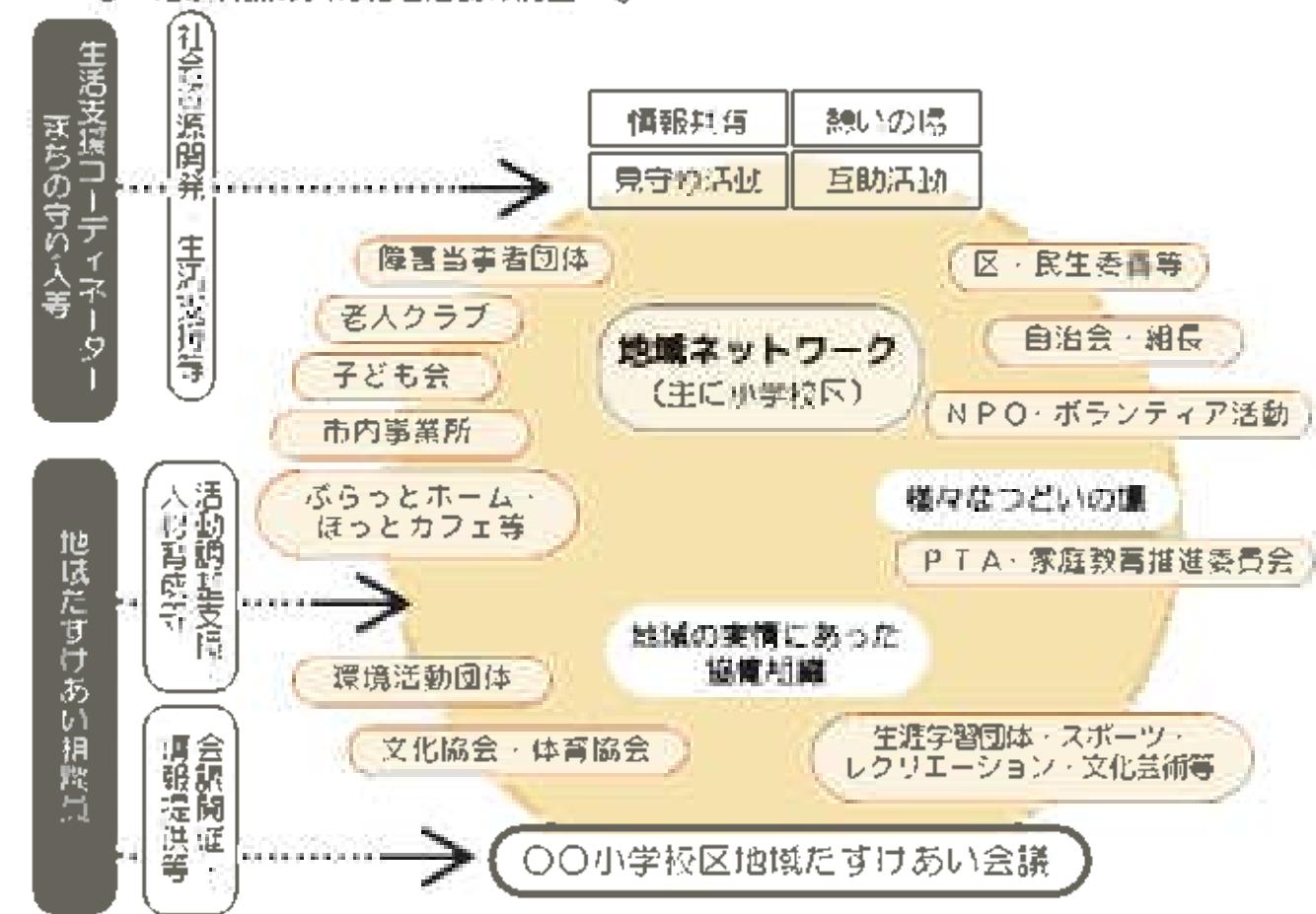
主に小学校区を単位として、地域ネットワークを構築し、地域活動を活性化していくため、社協の本部の下で地域たすけあい会議を設置しています。

また、地域たすけあい会議の代表者会議を構成する連絡会を設け、各地域の取組みなどを情報共有し、地域課題を整理していきます。

さらに、連絡会による課題や地域福祉に関する各機関の課題を協議する場を開いていくことで、ネットワーク範囲の現状に応じて重要なネットワークの構築を進めていきます。

#### (1) 地域ネットワーク(主に小学校区)の役割

- 地域課題の把握(情報の共有化)
- 調査解決グループの調整
- ネットワーク情報(課題解決事例の共有化)
- 運用推進意識の向上(福祉情報の提供)
- 地域資源の共有化と活動の調整 等



## (1) 機械ネットワークの役割

- ニーズ把握(地域課題の把握)
- ネットワーク構成(課題解決手順の実現)
- 資源共有の共通化と整合性の確保
- 评估・懸念点の確認
- 対応実績の評価(実現の側面向上) 等

## (2) 行政機関ネットワークの役割

- 情報交換(情報の共有と発達)
  - 個別ケア会議の開催(困難ケース対応)
  - ニーズ把握(普及化した情報の顕在化)
- 地域連携(ネットワーク構築・顔の見える連携)
  - 関係機関・施設との連携
  - 分野ごとの資源の共有化と整合性の確保
- 開拓機能(社会資源の開拓・改善)
- 打ち合わせ(協調性の高め向上・研修の講)
- 対応実績機能(困難克服への対応)
- 伸縮機能(PDCAサイクルの導入) 等

## 2 計画の進捗管理

PDCAサイクルにより本計画の進捗管理を毎年実行いたします。市や住民における地域福祉活動の実施状況について把握し、また、専門団体や住民において計画の進捗状況を取りまとめ、各小委に地域の状況を踏まえおい企画等から市民の意見について周知を図ります。それらの結果を踏まえて、「はま市ひだりのまちのしあわせづくりの発表会」において地域福祉施策の実施における助言・要請を行なう取り組みの処置・改善を行なっていきます。

また、毎年季節別に浜松市道の年間総括会をたて計画の実施しを行なっています。

本計画は、行政・自治・団体の協調にとどまらず、他の機関を切り口とした日常の社会全体を構成した計画です。そのため、本計画の進捗においては、主に福祉分野の実計画の進捗状況と監査性を取りながら、社会福祉に及ぼす影響を踏ましていくことで、他機関とのアシステムの構築を図っています。



## 評価指標と目標値

### 【重点事業1】市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

評議会名	主な 関係部署等(複数) 【組織】	目標値	目標 15年後	目標値説明等
福祉総合調整会議の会員 会員【組織】	福祉部局、 企画立案部	設立なし	設立あり	
地域に根ざすあいの味議会の 会員【組織】	各協議会	0回	9回	5年で全14区 17回
地域での巡回指導会議回 数	他所もしくは、 各協議会	14回	95回	全19区等一年 1回から5年間
区・自治会等の互助組合 の会員	地区福祉会 社団	2万所未 来	19万所	5年で全19区 1万所 巡回ケ丘福祉ま らづくり協議会、 御殿場市まちづ くりの会
キリスト教コーディネーター の一覧表人材【組織】	地元の福祉会	0人	3人	5年後までに旧 二幸町に1人
地域に根ざすあいの味会議の 会員【組織】	他所もしくは、 各協議会	0万所	9万所	5年で全14区 12回

※本章の評議会については平成27年度行動計画の部分を抜粋しています。

### 【重点事業2】新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

計画地名	主導 実施部署等	現状	目標 (目標年)	目標の実現策
市都田保育園内施設 ケア先の併設【新規】	地域保健課、 介護保育課、 子育て支援課、 福祉課、 保健室主任、 シニア相談課、 認知課、 看護	未開設	開設	
市道へ引込みに因る歩行 危険點廻避【整備】	計画	0件/年	1件/年	第1回
三事町の高齢者の高づくり 事業【新規】	地域保健課、 看護	3カ所	5カ所	2種1月輪は 歩行課題の対応、 高齢者高齢者の 居所に付ける、 認知症カバー
市道へ引込みの歩行率 社団	地域保健課 社団	3割	/年	年均1%増

### 【重点事業3】協働による地域の見守り支援体制の充実

計画地名	主導 実施部署等	現状	目標 (目標年) 5年後	目標の実現策
見守り活動区域、人數	他地区連携、 計画	4, 150人、5, 500人		年約220人増
市域10箇当戸数	学年教員会	5.4戸	600戸	年約10戸増
認知症高齢者徘徊巡回 検査対応	地域看護課	0回/年	2回/年	5年に全9小字 17区目処
認知症実況回収	危機管理課	2回/年	2回/年	5年に全9小字 17区目処

評価指標	主な 実施部署	現状	目標 5年後	目標実現策
地域の自己防災組織	危機管理課	32団体	さる団体	全19区内設立 （重複あり）
地域の自己防災組織	生活安全課	26団体	20団体	全19区内設立 （重複あり）
消防での戸籍会訪問回数	消防署課、 社会課	14回	15回	百戸
災害行避戸提高率	危機管理課	1,124人、1,370人、 年約50人ほど		
高齢者世帯は住民会員世帯数	地域福祉課	自ら高齢者 1,150世帯	年約50世帯ほど	
民生委員による 年々やん坊の相談	助役課	98%	100%	対象者全員
高齢者宅少額戸頭税回 入（新規）	税課	0回／年	2回／年	5年後までに軒 道に早めら
市元会員に対する相談件 数	市元会員課	5.1件／年	10件／年	目標10件様
汽水市販ティアセミ講 習受講回数人材	社協	どちらか／月	どちらか／月	年約10人以上

#### 【重点事項4】地域福祉活動の安定化に向けた情報収集と支援体制の再編

評価指標	主な 実施部署	現状	目標 (目標)	目標実現策
専門のソーシャルワーカーの質的 【構成】	地域福祉課、 市民活動課、 生涯学習課、 社協	未実現	実現	
専門会員の質的の質的 【構成】	地域福祉課、 社協	未実現	実現	

評議会名	主な 関係部署	開催回数	目標 （5年後）	目標実現度
まちの活性化会議（新規）	市民活動課、 都市計画課、 住協	不定期	実現	
福島町活性化実現会議	市民活動課、 住協	定期開催	定期開催	2年1回定期開催

### 【重点事業5】「つどいの場」の開設支援

評議会名	主な 関係部署	開催回数	目標 （5年後）	目標実現度
つどい会議の開催	地域福祉課、 社協	22回	50カ所	年約5カ所の まちっとカフェ、 ふらっとホーム、 ふれあい・いざい きサロン
地域での広報会員回数	地域福祉課、 社協	14回	95回	百回
自治会での取組会の開催回数	地域福祉課、 社協	2カ所	19カ所	自立
生産交換コーディネーターの配置人件数【新規】	地域福祉課	0人	5人	自場
各種ボランティア参加者 座席講習人件数	社協	235人／年	300人／年	自立

# 資料編

## 1 計画策定の経緯

### (1) 日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会の開催日程

	日 時	内 容
■1■	平成26年4月14日	○議事録の記録 ○皆会員の引退挨拶・会員登録について ○年次スケジュールについて ○これまでの計画の実施度について
■2■	平成26年10月19日	○プロジェクト会員及びリポーター会員における接続状況について ○会員登録について
■3■	平成26年11月6日	○プロジェクト会員及びリポーター会員における接続状況について ○計画策定について ○パブリックコメントについて
■4■	平成27年1月17日	○パブリックコメントの報告について ○今後の進捗・判断について ○計画策定に対する実施方針案（平成27年度）について

## (1) 日進市わたしのまちのサポーター会議の開催日程

	日 時	内 容
第1回	平成26年3月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日二階会議室「日進市の財政運営について」</li> <li>○河内町役場会議室「河内町の財政運営について」</li> <li>○当市では日進議会で河内町</li> <li>○うみの駅構造について</li> <li>○意見交換</li> </ul>
第2回	平成26年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日進市の歳出規制についておもう。そして決算を評らう！」</li> <li>○歳出規制の実績・便・弊・弊があるの原因について</li> <li>○これまでの財政の歳出規制について</li> <li>○決算を評らう！ まいとこら、マイチタどことこ！」</li> </ul>
	平成26年6月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「次第に活動がなされているかをみんなで勉強しよう！」</li> <li>○市内小学校を舞台に「ぱっとカファンタ」</li> </ul>
第3回	平成26年6月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内小学校を舞台に「ぱっとカファンタ」</li> <li>○市内小学校を舞台に「ぱっとカファンタ」</li> </ul>
	平成26年6月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内小学校を舞台に「ぱっとカファンタ」</li> <li>○サポーター・会による決算リレートーク</li> </ul>
第4回	平成26年7月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「河内町を河内へいきる、ぐんま活動を始めたい」と思っている人。</li> <li>○河内町での取り組み</li> <li>○活動についてテーブルトーク</li> <li>○サポーター・会による決算リレートーク</li> </ul>
第5回	平成26年8月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「活動のために取扱い料金を多くして貰うまでみよう！」</li> <li>○河内町での取り組み</li> <li>○活動についてテーブルトーク</li> <li>○サポーター・会によるリレートーク</li> </ul>
第6回	平成26年9月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>「多くの人と協働して活動するために十郷・市安・河内町の担当者情報をえて、さらなる活動に活用しよう！」</li> <li>○河内町での取り組み</li> <li>○活動実績についてテーブルトーク</li> </ul>

第7回	平成36年10月18日	「計画書が出来ました。さて、右側にいることはないかな。花村・吉澤しよう！」 ○前回の通り ○計画書についてテープルトーク
第8回	平成36年11月25日	「修正された計画書を内閣、議院、」 ○前回の通り ○計画書のチェック
第9回	平成37年1月5日	「で出来ました！にっしんせせまろづくりプラン」 ○前回の通り ○計画へのパブリックコメントについての説明 ○これから計画を実現するための意見交換 ○今後の予定？世界は社『オーバル』について

### (3) プロジェクト会議(府内検討会議)の開催日程

日 時	内 容
<b>第1回</b> 平成26年6月5日	<p>○第一回検討会議(地方公的機関会議)について          ○次の白山市立山文化望遠大学(地元住民と地主様)          の上山町立山強制適用制度(地・林火事等)の認定について          ○これまでの計画の進度等について          ○プロジェクト案件によるリレートーク</p>
<b>第2回</b> 平成26年6月16日	<p>「優遇措置を取って貰えてみよう!~テラスの整備技術          パックに』          ○方針等についてテーブルトーク</p>
<b>第3回</b> 平成26年7月3日	<p>「受けた優遇措置チケットとしましてうれしさを~見          覧を設立へ』          ○事業用の新しい方法で、この辺にあります。」          ○方針等についてテーブルトーク</p>
3ヶ月から12ヶ月にかけて、高野山案について開拓作業と検討会議を開催。	
<b>第4回</b> 平成26年10月24日	<p>『計画の可否を確認しながら、今後込んで確認を取          ります!』          ○計画立案の検討会議について</p>

## ② 計画策定委員会等設置要綱

### (1) 日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会設置要綱

平成26年2月23日

監修者：久松一也

#### (設置)

第1条 地域社会を構成する市民や団体等が、相互に協力し、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参画する機会を与えられ、しあわせな生活环境を営むことができるように、地域における組織(以下「地域福祉」という。)の充実を図るため、日進市は「わたしのまちしあわせづくり委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。

この組織は、地域福祉の機能を担るためにあたり、社会福祉法附則23(同法第4号)第1項の規定により、地域福祉の運営を目的とする間にあつては、社会福祉法人トヨタ社会福祉協議会(以下「社団」という。)と協調して実績するものとする。

#### (新規事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を実施する。

- (1)日進市が運営する地域福祉計画及び社団が運営する地域福祉活動計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定に際すること
- (2)地域福祉計画下の事業・活動及び評議に際すること
- (3)その他地域福祉計画に際して実施すること

#### (組織)

第3条 委員会は、委員会としての内で組織する。

会員は、次に掲げる者のみから、市長が選擇する。

- (1)学識経験を有する者
- (2)公務員
- (3)民主党員の代表者
- (4)市民活動団体構成員
- (5)教育専門家
- (6)生徒指導専門家
- (7)公職の歴史
- (8)その他の市長が認めた者

会員は、必要があると認めたとき、会員以外の者の出席を認めることができる。

（4）委員会は、必要に応じて施設・施設の推進のために必要な会議等を設置することができる。

#### （委員会及び委員会員）

第4条 第1項に委員会及び委員会員を置く。

（1）市長は、委員の選出により定め、会員を指揮する。

（2）副市長は、委員会が市長から依頼する。

（3）副委員長は、委員会を補佐し、委員会に事務があるとき又は委員会が欠けたとき、その役務を代理する。

#### （権限）

第5条 委員の権限は、委嘱人とする。ただし、再びを除く。

（1）委員が欠けた場合の補欠委員の任職は、委員会の専門機関とする。

#### （会員）

第6条 委員会は、委員会が置かれると、ただし、初回の会議について市長が選出する。

（2）委員会の会員は、会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

#### （秘密の保持）

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

#### （附則）

第8条 委員に付する報酬は、高級官吏の手帳の範囲内において支給する。

#### （施行）

第9条 委員会において、主に組織運営計画に関する事務は総括事務課が担当し、主に地域振興活動計画に関する事務は行政課が担当する。

#### （改定）

第10条 これが委員会におけるものとし、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 四 则

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

2 本規則の施行は、平成26年3月31日をもって廃止する。

（1）「東西地域振興計画」を「区域整備計画（平成19年）」と「市長会議（平成19年）」

（2）「東西市民会社」を「東西会社（平成19年）」と「市長会議（平成19年）」

（3）「東西地域振興」を「総括事務課（平成19年）」と「市長会議（平成19年）」

（4）「東西地域振興」を「総括事務課（平成19年）」と「市長会議（平成19年）」

3 この規則は、平成26年1月16日から施行する。

## (1) 日進市わたしのまちのサポーター会議設置要綱

平成24年1月20日

見編第1号

### (以降及び題記)

第1条 地域活性化の推進を目的として、住民や地元の団体等民間団体などと相互通じて連携する日進市懇親会議設置要綱(以下「地域活性化計画」)及び日進市懇親会議活動計画(以下「活動計画」という。)の規定の実現を目的ため、日進市わたしのまちのサポーター会議(以下「サポーター会議」という。)を設置し、運営に際し必要な事項を定めるものとする。

### (所轄事務)

第2条 サポーター会議の所轄事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1)既存団体会議活動計画の策定に関すること。
- (2)その地域活性化に關し日進市社会福祉協議会長が特に必要と認めたこと。

### (権限)

第3条 サポーター会議は、委嘱事項の取扱いについて指揮する。

き 他の名義に因げる事のうららか。日進市社会福祉協議会長が任せる。

### (1)公表した事項

### (2)協議事項等

(3)その他日進市社会福祉協議会長が公表と認めること

き サポーター会議に對し、必要に応じて開催を続けることができるものとする。

### (会員の登録)

第4条 会員の登録は、申請の順序に従る次第が原則とする。

### (会員登録の条件)

第5条 サポーター会議に、会員及び2名以上を置く。

き 総務長及び会員登録は、会員の互選によって定める。

き 会員登録は、会員登録する。

き 附則に記載する。若じえを確立し、附則に事項があるとき、本法第11条が付けたときは、その範囲を付す。

### (会員)

第6条 サポーター会議は、会員登録が内定し、その確認には会員登録を定める。

き サポーター会議は、会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

き サポーター会議の開催は、川底会員の過半数をもって決し、川底回転のときも、解散の決するところにある。

き 会員はサポーター会議に出席するよう努力しなければならない。また、会員はサポーター会議の進行を妨しく妨げな行為が認められた場合に、

他の上級会員の同意を得た後、対象者を紹介することが必要。

#### (報酬)

第1条 第3項・タ・会員の名前によるものとし、会員に該会員に支給する額は 300円  
とし下記の範囲内にて行う。

#### (個人賃貸の範囲)

第2条 サポーター会員の場合は既に該会員であつた者は、その間は上記の得  
た報酬を漏らして受け取れない。

#### (報酬)

第3条 サポーター会員が該会員、「地方連合会連絡会議運営委員会」において  
就職する。ただし、サポーター会員の運営会議運営委員会に就職することができる会員の  
うちの本業者に付し、運営会議運営委員会に就職することができる。

#### (委嘱)

第4条 この要請に応じるもののが、サポーター会員の運営に従事する場合、  
事務にあつては、会員が受ける。

## 附則

#### (施行期日)

1. この規則は、平成27年2月1日から施行する。

#### (この規則の終効)

2. この規則は、平成27年3月31日にその效力を失う。

### ③ 計画策定にご協力いただいた委員等

#### (1) 日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会

氏名	調査する内容	備考
○ 吉川 功	おだれ町を育てる会	鷺山女学園大学・岡崎保健福祉専門学校
○ 鹿島 駿輔	お祭り隊	高ヶ丘お祭り隊
○ 佐藤 孝子	民主主義・民主主義 行動委員会	日進市民主・民主主義研究会
○ 斎藤 三喜		日進中華人クラブ連絡会議会議員
○ 野村 忠雄	市民活動巡回隊	日進市ボランティア連絡会議会
○ 長谷 万規		赤穂学園東郷教育研究会議会
○ 田中 光純		竹の山小学校
○ 久口 有加里	政治家対比係団	永和歴史人学コミュニティ・コラボレーションセンター
○ 井上 宏		日進市女性連絡協議会センター
○ 山田 知子	社会福祉関係者会議	七条内託児所後見セミナー
○ 成田 由恵江		ヨア子母て支店センター
○ 加口 多美子	公園の中年	公園市民
○ 加口 純一	その他の市民が必要とする 認める会	日進市わたしのまちのサポーター会議会議員
○ 旗井 美津子		日進市わたしのまちのサポーター会議会議員

◎元議員 ○現議員

(?) 日進市わたしのまちのサポーター会議

氏名	議題する内容	備考
田野 智		
関 喬哉		
出席 井口		
④ 井口 隆一		
小丸 伸介		
吉川 由雄	公募した市民	
吉井 清		
幸村 駒子		
萩原 史信		
松田 仁次		
猪木 伸次		
○ 松井 美津子		NPO 法人リビングサポートらいわいのさ
鈴木 弘光		社会福祉法人 ホレボレ
二日 由香子		NPO 法人ファミリースーションR I n
竹内 由香子	議題事項	NPO 法人じゃんぐるじむ
中島 五郎		ティーサービスさくらのま
久川 順治		小規模多機能型ホーム苑 ひづみ苑
山口 駒庭		社会福祉法人 あがいワガム会

◎記載用 ◎既記載用

(1) プロジェクト会議(府内懇親会議)

氏 名	研 究 領 域
石川 伸一郎	企画戦略論
◎ 田原 明之	社会問題論
柳井 大輔	統計学
浜田 晃二	政治学
永田 誠也	行政学論
井出 寿也	生活文化論
鈴木 伸	政治学
近藤 浩司	選舉論
水谷 了介	政治倫理学
○ 佐々木 雅之	大統領
佐野 重紀	憲政論
大庭 大輔	統治研究
小林 伸之	歴史哲學論
田嶋 由起	新保守論
天野田 伸	宗教哲學論
神田 照次	生活文化論
谷吉郎 ○ 朝倉昇	

## ③ 計画策定に関する市民からの意見聴取

### (1) 日進市福祉コミュニティ意識調査

対象	市内2,400世帯
期間	平成24年2月10日から平成24年2月20日
実施方法	郵送法によるアンケート調査

### (2) わたしのまちの座談会

対象	市内各小学校区の1年生
期間	平成25年10月19日から平成25年12月14日
実施方法	市内9つの各小学校区で各1回の座談会を実施

### (3) パブリックコメント

期間	平成26年12月24日～平成27年1月23日
実施方法	日進市役所窓口、日進市社会福祉協議会窓口及び日進市公式ホームページ等において2次日進市地域福祉計画・次期日進市地域福祉活動計画(案)を公表、その内容に対する意見収集

## 5 地域福祉に関する本市の各種データ

高齢者の年齢別状況

区分	平成17年	平成22年	平成26年
65歳以上(高齢者)人數	6,419	5,300	6,369
75歳以上(高齢者)人數	4,081	3,446	4,730
合計	10,500	8,746	11,099

資料：住民基本台帳人口・外国人登録人口(令和2年4月1日現在)

扶養費・要介護認定者数の状況

区分	平成17年	平成22年	平成26年
扶養費認定者数	195	550	750
要介護認定者数	1,239	1,337	1,661
合計	1,434	1,887	2,411

資料：高齢度用課(令和2年4月1日現在)

障害のある人の手帳取得者数の状況

手帳種類	平成17年	平成22年	平成26年
心身障害手帳認定者数	1,424	1,812	1,939
児童手帳認定者数	305	247	333
精神障害者保健福祉手帳認定者数	110	238	430
合計	1,801	2,317	2,702

資料：福利課(令和2年4月1日現在)

子ども少年の年齢別状況

区分	平成17年	平成22年	平成26年
0～3歳(児童)人數	2,353	2,924	3,112
4～6歳(幼児)人數	2,786	2,776	2,655
6～11歳(小学生)人數	5,304	5,570	6,653
12～14歳(中学生)人數	2,932	2,673	2,898
合計	12,905	13,943	14,748

資料：住民基本台帳人口・外国人登録人口(令和2年4月1日現在)

### ボランティアセンター登録数

区分	平成17年	平成22年	平成26年
登録人件数	1,887	1,838	1,707
登録団体数	62	50	51

資料：日進市社会福祉協議会(各年4月)1日現在

### 外国人の状況

区分	平成17年	平成22年	平成26年
外国人登録人口数	992	1,218	1,124

資料：住民登録台帳人口・外国人登録人口(各年4月1日現在)

### 生活保護の状況

区分	平成17年	平成22年	平成26年
被保護者世帯数	39	67	50
被保護者人口	50	81	75

資料：被保護者(4月1日現在)

### 就学受助者支給の状況

区分	平成17年	平成22年	平成26年
小学生受給人口	188	379	314
中学生受給人口	110	185	252
合計	308	564	566

資料：教育費助成(各年3月31日現在)

### 母子・父子世帯の状況

区分	平成17年	平成22年
母子世帯数	236	278
父子世帯数	56	44

資料：世帯構成

### 京陽手当支給の状況

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
年齢を越した者	412	573	634

※期：毎年3月31日現在

### 市民困窮の状況

#### (1) 想定外の(想定外の)困窮など)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
年齢を越した者	217	293	287

#### (2) 外出困難(相談の困難、要介護など)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
年齢を越した者	103	120	96

#### (3) 行収懸念(日常生活での困りごとや行財への不満など)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
年齢を越した者	14	7	10

#### (4) 人を巻き込んだ問題(隣、戸籍の生活での心配ごと、老いごとなど)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
年齢を越した者	8	13	9

#### (5) 看方や活動問題とのトラブル、放置問題など)

区分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
年齢を越した者	50	69	64

※期：毎年3月31日現在

### 就労に向けた支援(就労・就業のための就業支援、就業手続支援、就労・就職など)

区分	平成 23 年度終	平成 24 年度	平成 25 年度
年齢を越した者	143	463	503

※期：2年連続終了率は 23 年 10 月時点

### 課で受けた施設等の活動状況

#### (施設にて、児童、障害者、高齢及び高齢者の名簿登録、支援など)

平成 17 年度	14	□
内閣府認定・交付する 合計 1,230 件	社会福祉施設 介護施設等 障害・医療施設等	79 件 81 件 19 件
		障害・医療施設 73 件 16 件
		新規登録 64 件

	子育て・母子保健関係	126件	介護支援	4件
	子どもの地域生活関係	119件	生活支援関係	60件
	子どもの教育・学年生活支援	116件	日常的な支援	130件
	生活支援	6件	その他	137件
内閣府政策・実施件数 合計(再掲) 1,220件	高齢者に向けたこと	397件	子どもに向けたこと	411件
	障害者に向けたこと	29件	その他	183件
その他活動件数	認定証明書類	496件	訪問・連絡活動	3,662件
合計 8,531件	協行委嘱会議参加	3,125件	地域福祉活動等	3,726件

平成24年度	科 目		
内閣府政策・実施件数 合計 1,788件	在宅福祉関係	173件	介護・医療関係 5件
	介護保険関係	64件	社会関係 1件
	認定・保健医療関係	34件	家族問題 22件
	子育て・母子保健関係	1,006件	住居関係 14件
	子どもの地域生活関係	192件	生涯学習関係 51件
	子どもの教育・学年生活支援	308件	日常的な支援 279件
	生活支援	10件	その他 739件
分野別活動・実施件数 合計(内需) 1,788件	高齢者に向けたこと	874件	子どもに向けたこと 1,431件
	障害者に向けたこと	55件	その他 460件
その他活動件数	認定証明書類	193件	訪問・連絡活動 1,176件
合計 10,345件	協行委嘱会議参加	4,899件	地域福祉活動等 4,456件

平成25年度	科 目		
内閣府政策・実施件数 合計 1,467件	在宅福祉関係	115件	介護・医療関係 2件
	介護保険関係	9件	社会関係 3件
	認定・保健医療関係	97件	家族問題 29件
	子育て・母子保健関係	659件	住居関係 15件
	子どもの地域生活関係	245件	生涯学習関係 58件
	子どもの教育・学年生活支援	351件	日常的な支援 255件
	生活支援	10件	その他 422件
分野別活動・実施件数 合計(内需) 1,467件	高齢者に向けたこと	828件	子どもに向けたこと 1,383件
	障害者に向けたこと	51件	その他 322件
その他活動件数	認定証明書類	140件	訪問・連絡活動 1,012件
合計 10,459件	協行委嘱会議参加	4,839件	地域福祉活動等 4,941件

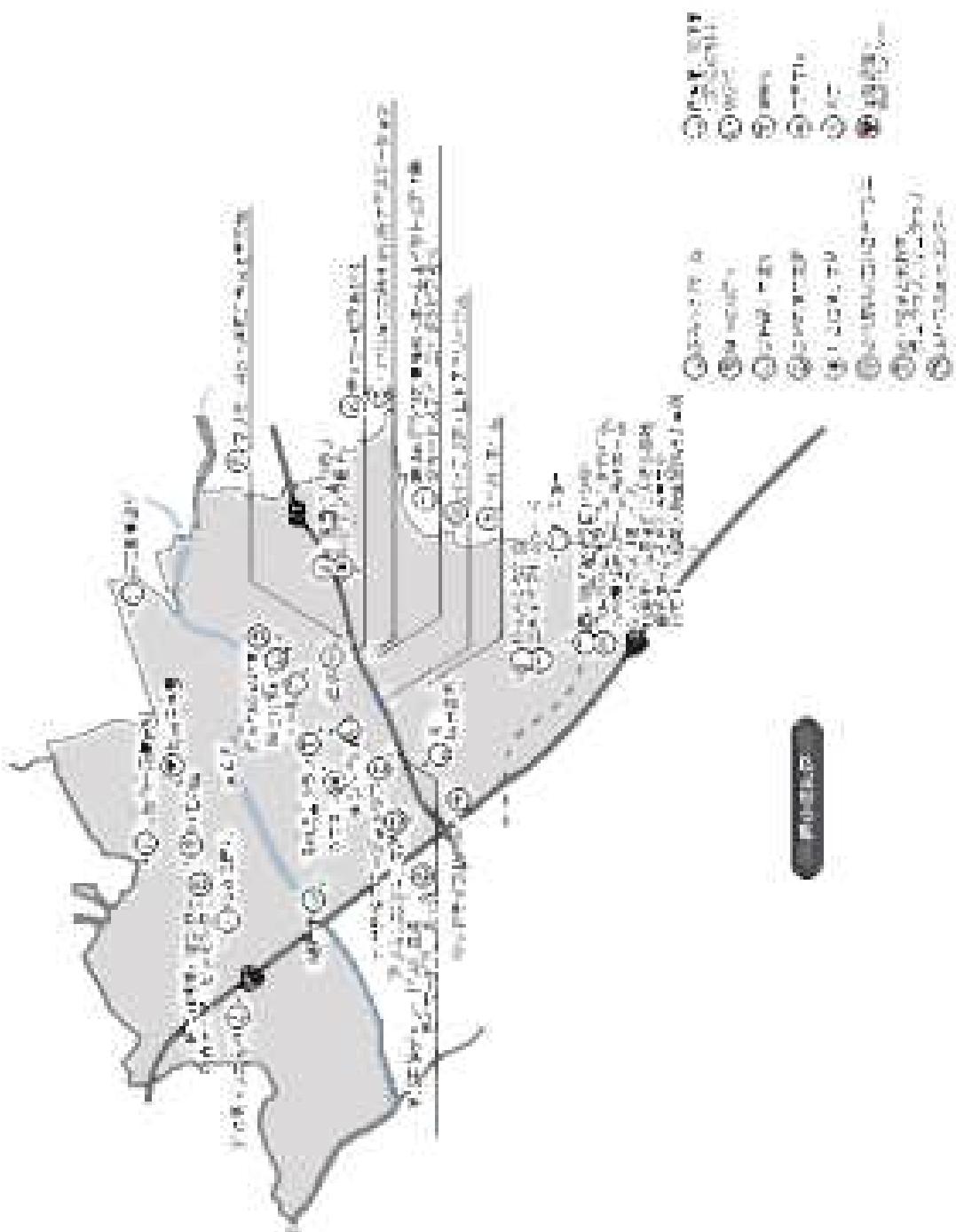
資料：各年度自治行の実績

## 市内のNPOの法人

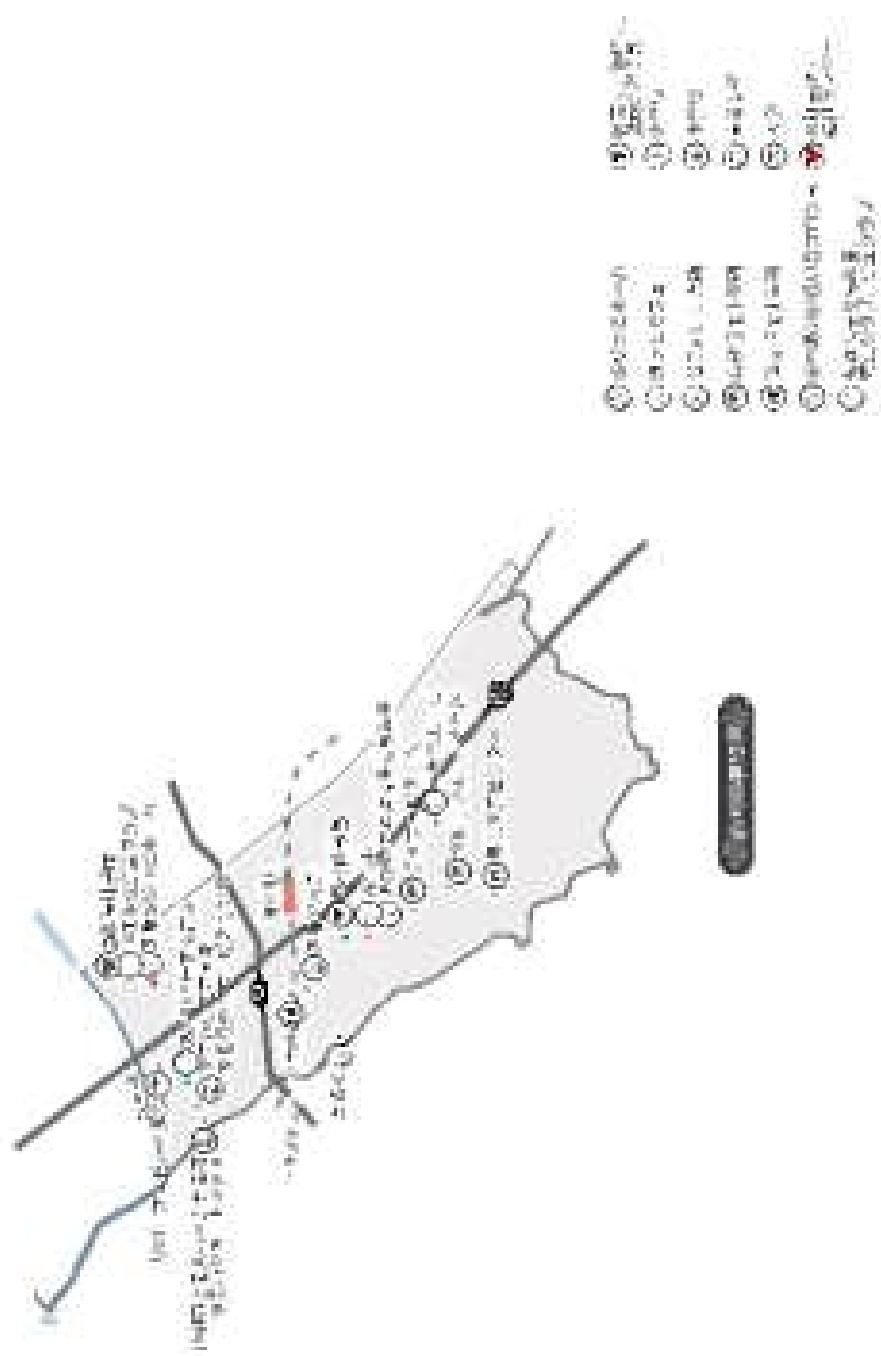
団体名称	主な活動	福祉・児童・青少年	文化・芸術・音楽	社会・政治・スポーツ	農業・園芸・花き	入浴・温泉	介護・看護	防災・減災	環境・エネルギー	地域活性化	市民活動	教育・学習
		福祉・児童・青少年	文化・芸術・音楽	社会・政治・スポーツ	農業・園芸・花き	入浴・温泉	介護・看護	防災・減災	環境・エネルギー	地域活性化	市民活動	教育・学習
サンコムネット	○						○					○
スマイルハウス	○ ○											
さぬき志ガイドネットワーク							○					
名古屋ハイテラバード協会		○				○	○					○
日本医学専門情報機構	○	○				○	○					
にっしん市民環境ネット	○ ○	○					○	○				○
ファミリーステーションRin	○					○ ○						○
わいわいメディアイング	○ ○ ○ ○	○ ○					○ ○					○
なみまの窓	○ ○ ○ ○ ○						○	○				
赤池サークル会	○ ○ ○ ○ ○						○					○
リビングサポートあいあいの会	○ ○						○					
水晶山市民の会	○ ○ ○ ○ ○						○					○
全国福祉理美容師連絡会	○							○				
ゆるやかネットワーク		○					○					○
生物多様性会	○ ○											
サポート日進	○ ○ ○ ○ ○						○ ○ ○ ○ ○					
愛利シュタイナー学院	○ ○							○				
IT RFRAS	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○						○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					
海賊船		○					○					
じゃんぐるじむ	○ ○ ○					○	○	○				○ ○
尾張東部成年児童センター	○ ○					○					○ ○	

資料：内閣府による全国のNPO法人登録実態(平成26年度)

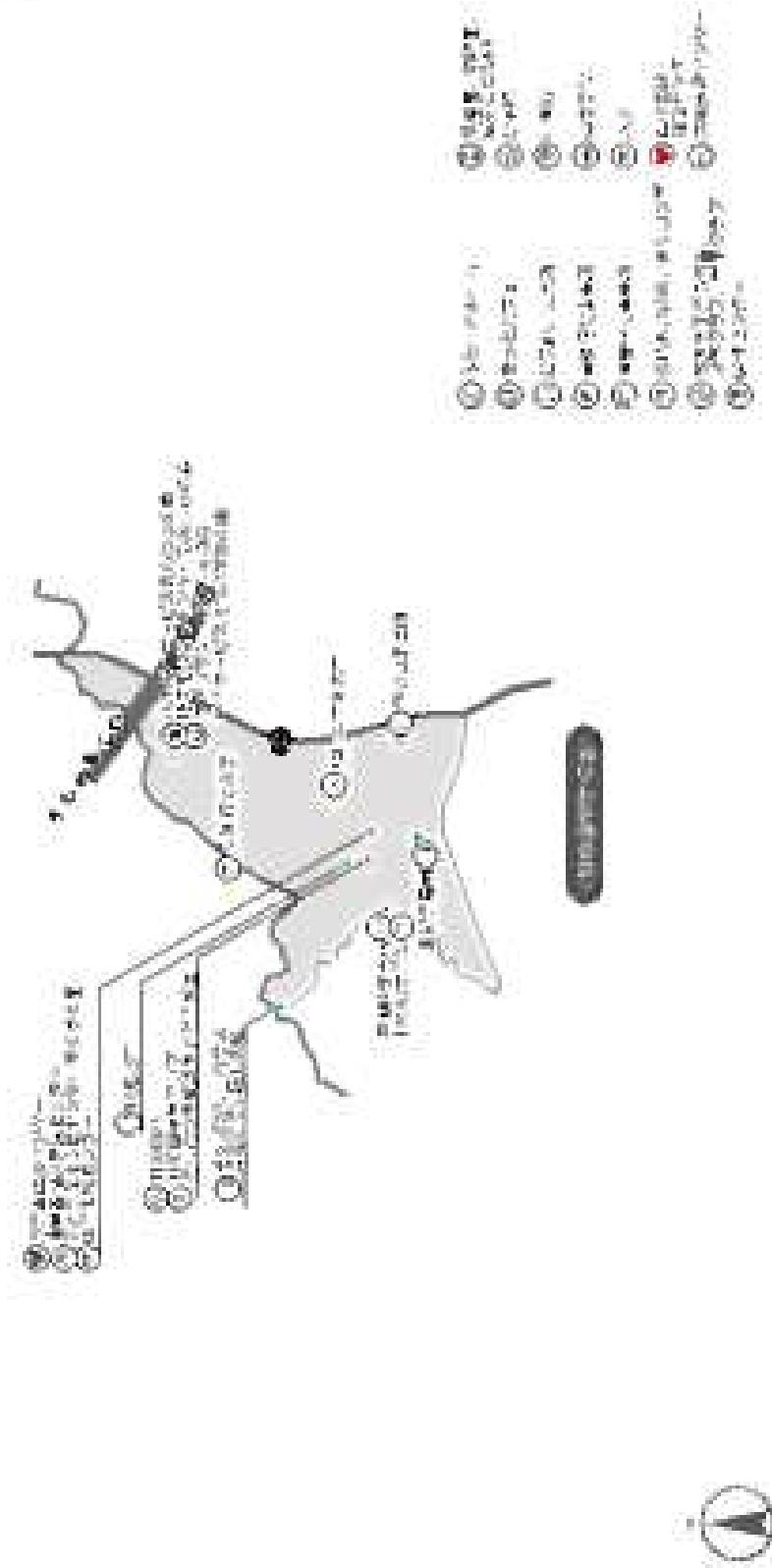
【口述小地圖社會資源一覽地圖(01-01-2019)】  
製於2019年12月1日現在



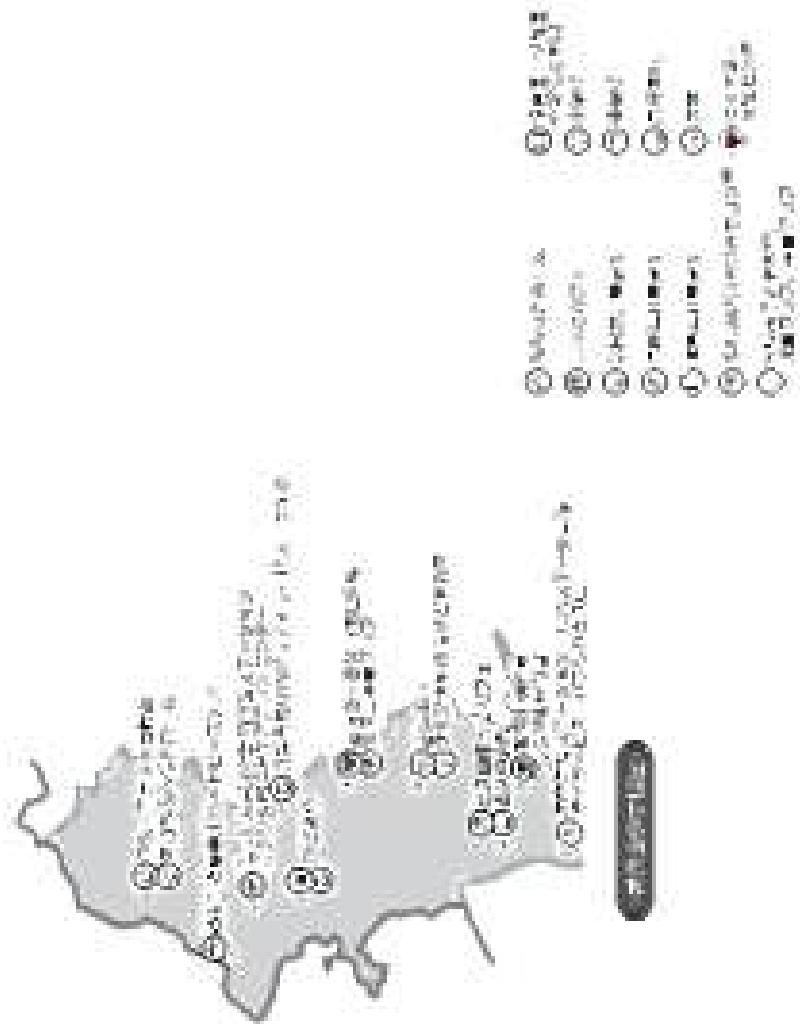
【口述小學成績統計圖—白銀庄小學（1948）】  
學校之名：白銀庄



[口述小地圖社分區第一號地圖(小字版)]  
昭和26年12月1日現在



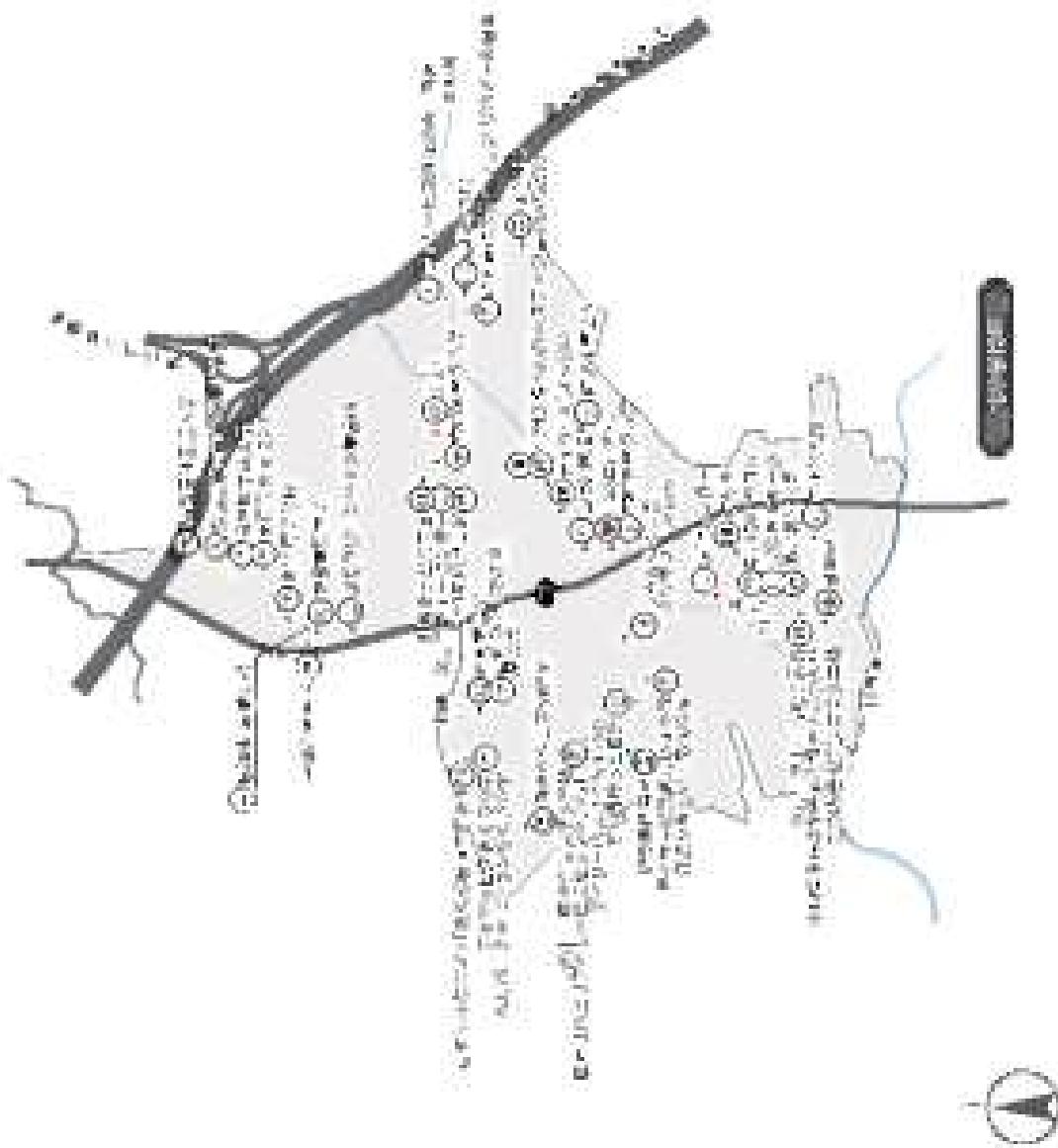
【口述小隊成員會議第一回(國小3年級)】  
昭和26年12月1日開催



【口述小地圖社會資源一覽地圖(01-2019)】  
更新之於年12月1日現在



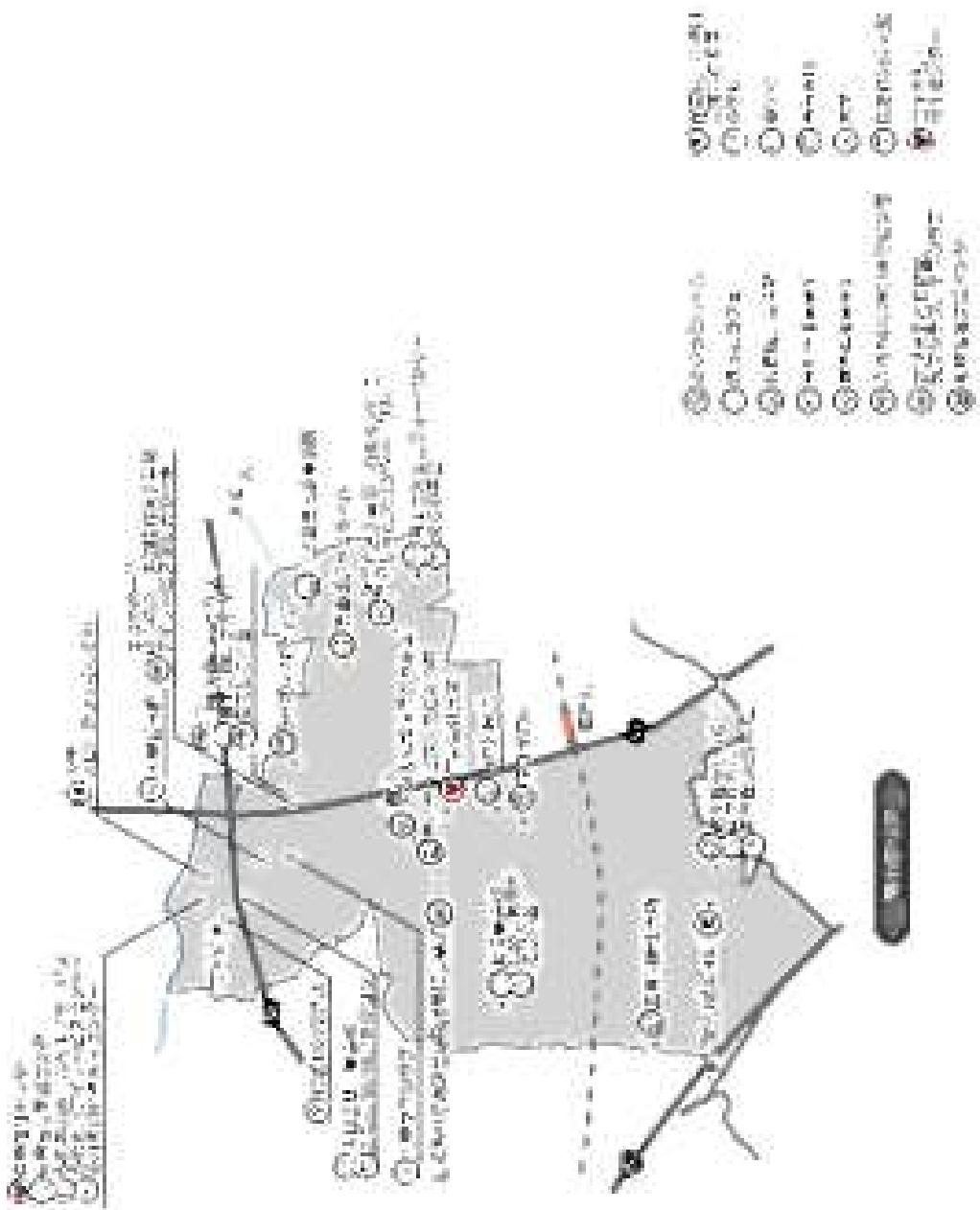
【口述小學地圖集第一回：中國的小學教育】  
重印之丙年12月：白銀正



[口述小地圖社分區第一號地圖(小字2500丁)]  
西成之6年12月1日現在



【口述小學教育資源—白銀正】  
專輯之三：年1-2冊：白銀正



《口述山地民族資源—苗語詞彙》  
單行本  
2013年12月1日現在



## にっしん幸せまちづくりプラン

尾々次日進小内株式会社  
尾4次日進市地域福祉活動計画  
(平成之7年春～平成30年春)

発行日：平成27年3月

発 行：日進市、セイコーエム、日進市社会福祉連携会

構 成：日進市福利厚生課　日進市社会福祉連携会

(平成之7年度から地図掲載)

〒100-0006東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

お問い合わせ窓口電話番号

電話：03-5511-7211～7214

fax：03-5531-7211～7214

FAX：03-5511-7214～7215

E-mail：info@seiko-em.com

E-mail：info@seiko-em.com

E-mail：info@seiko-em.com

